百人一首集註 一

和書門
類 五六六
號 二五六九一
函 一一七
架 三

内閣文庫
和書
類
號 二五六九一
冊 三
函 二〇一
架 四
389

和歌

内閣文庫
番號 和 25691
冊數 3（1）
函號 201 389

201-389

Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

陵観抄ニ定家卿ハ若年より小倉山
荘ニ隠居して此世の家花ハ[illegible]
して定家卿みつからにせしれ[illegible]と
筆とりかゝれて書しし人々の歌の
中より取分て一首つゝ色紙
形にかゝれて障子にはされたるとは乃
世に伝て百人一首とも小倉山荘
色紙和歌とも云ハ定家卿法名之也
いかにしてか此の[illegible]にいれ又書かる
和歌ともえらひ入られし人々のうち
[illegible]れハ[illegible]いまた[illegible]
集て[illegible]のよれハのせて家[illegible]
賢し世々にあまり[illegible]云へ
あるされしとこ[illegible]末の人々もあてはこ
[illegible]つけりうつくしとやかれ
しるしまいり続後撰集にも定
家卿なれは其身ある[illegible]して
[illegible]よみしつさ[illegible]の[illegible]にもれ
新勅撰集に建保二年内裏
秋五首歌合ニ秋庭の雑紀に
[illegible]へいふうてまる[illegible]の[illegible]

百人一首拾穂抄　季吟述

此百首乃哥ハ京極中納言小倉の山荘乃
障子の色紙形にかきたまひしとかや
此乃中納言ハ御堂関白殿道長公より
六代乃御末にて父君ハ五条三位
俊成卿 母君ハ美福門院の加賀乃
局若狭守親忠のむすめとかや 二条院の
應保二年壬午年にうまれ給ひ始め乃
御名ハ光季 中ころ季光と改め後ニ
定家と也 中納言侍従中将 彼是識せらる
小倉山ハ嵯峨にあり かれハ小倉の黄門

浅草文庫
日本政府図書
内閣文庫

時や秋の夕くれ卿のうたには良経
手に伊勢か家といへる所にてよめれ
あそし中の宮あつかひ給ふ事の家に
詞も似たるによりて清の家の信実
代の家ならあらは定家なりて
人の家は花すへてなかはひのつかはよ
へる維清なひける僻事なりし
八雲御抄にも申されしこそまた
千載集にも入られ給ひにて後には六
家の撰者か日しらるゝ事
なりし此百首を定めて撰てはし
かるに今日本の二ぞ撰ひられける
へ撰ひや家隆の家は實見花元
ころまて御見てらひ人ゆるされさ
まても新勅撰集より清たりとり
此百首は此撰ひ集はゝ又證歌大
撰ひられる是も家の人にある
かひの撰者は此の家の家の
中の家にて撰ひてらる
かへつれ給ひの花のつれし
たる歌にふよろしものなり

ともいへり御位は二位まてなり古今集伊勢
は民部卿の世成のへて
物語の奥書に戸部尚書と
いへり民部卿の唐名なり後撰拾遺乃
貞永元年十二月に出家してし
法名明静と申されし正観明静前
代未聞の儀や彼父君俊成卿金吾
基俊朝臣より和哥相承志給て
後鳥羽院乃御師範たりし此中納言
其父君の家風ありけりつきていひつたへて古今
和哥集乃證本を定めて新撰集を勘

始とつかさつかさの稽古て十一
十にちかきまでいきたりけり
明月記曰文暦二年九月二十七日予本
自不知書文字事嵯峨中院障子
色紙形故予可書之由彼入道懇
切雖極見苦事慈染筆送之古来
人歌各一首上自天智天皇以来
及家隆雅経卿云々
入道者定家卿子嫁為伯父宣善恵
坊云々
此日記載嘉禎元年記文暦
二年九月改元号嘉禎
定家卿京極 應保元年九月叙従五位任
侍従 任民部卿兼 建保六年七月 参議中任
民部卿叙正二位寛喜四年正月権中納
言 貞永元年十二月辞 天福元年
出家法名明静 仁治二年八月廿日薨
八十 号京極中納言 公卿補任 明月記等

考し古今集乃寫勘ありけるすへて
三代集の僻案抄をしるし伊勢物語
をも本々合せて用捨し源氏物語を
本表紙とのたゝし土佐日記大和物
語をも写しおくれて讃しけれ
考女ぞ此ころより中興として末代
まてに明らかにせしめたりけれおそらくさ
御世にもつはら古今後撰拾遺と三説
にもとつきて證哥にもちひ伊勢
源氏の草子を異本をあはせて
ぬらしらゝしきのゆゑはかりつくへて哥書は

もへてをしるよ道あるを作りつきし御
家集は拾遺愚草といへり新勅
撰並筆常書へる物とも大鑑物
親物語書きとゞめしに新書の假
名をもちひしも源氏物語などにや
被基俊の悦目抄によりてかくいへ下
よかくゐれしわつのにまるしるへるに
此に安治法にしかりしゃしくとの
世海く定家て乃假名をしくしく
見ゆ作りとかれつゝひのあをもき
にて拾遺愚草被かりしへるとそ

大學校圖書之印

元文五年八月廿日五百年忌

御記録を明月記といへり是ハ元久
年中より住吉参籠ありしに
汝月明なりとあらはしけれは西の夢にて
感しのへりしよりの名なりや 長承二年月
への濃きもあり 梶井宮 親王
廿七歳乃御よみ起しゝく詠哥大概を
書まいらせへるといふ今の世
うるはしき人の悉しく書四季院
乃天福二年に新勅撰
撰和哥集を仁治二年八月廿日
年八十歳にてかくれのへり

さ紀土御門院乃元久二年三月に
又人 通具 有家 定家 家隆 雅経 におほせて新古
今といふ集をえらはせたまへりしにこの道を撰者
乃数にいれらるへかりしを不幸にして
父君の喪にこもりけれハ又彼集ハ後鳥
羽院乃叡慮よりのえらひせさせ 井蛙抄の説
西ゆき へ入れし哥乃御心にかなはさ
さる事おほかりしを故ハ和哥ハ数識
乃撰ひにもるゝ名あまたありし 古今集名序の
望むきこゝ 寄貝をとゝめしてなしく
撰ましたつきわさなるに此新古今ハ

花をもちらさしとして実はかくれゆく
せられしを本意なくおもひ
しく 云々清慎公之説をひき彼明月記にも
継むかし今の哥の中より実ある
歌を百首すくり出して色紙に
書て彼山荘乃障子ともにをさせ給へ
りし是を世に傳へて小倉
乃山荘の色紙乃和哥といへり又
百人の作者の哥ハ一首つゝなれハ
或ハ百人一首ともいひ又他にも色
紙合も世におちとゆりてあれと

昌平坂學問所

国立公文書館
National Archives of Japan

侍りしや此山荘乃心ハ彼にの玉續
古今集に 定家卿のなさけ乃心に
家隆卿して知させても袖乃移ねつき
の那文風雅集よ 其人まさん物
しかありしに小倉山荘の松よりも
久しき 師説に此山荘みなかく人ゝの
哥ひわかきつらね置し事なとあ
らしに藤子京にてかし人岳陽
楼を擬して唐賢今人の詩賦ひ
ちを上りしきさめの事吉文具贋
のんゆ道雑乃乙位乃八景の山荘乃

障子乃絵より哥合よりおこりしなれく
撰ひてかゝしめつゝし 作者ハ兼房
家經範永經衡頼家等也と注補
の家集ともりいつれそらくの哥先
しかおもひ侍らへかりしかや
京極中納言此百首の人数の
自せよいつれもくわしくのせらまし又
させる作者ともえらひぬもへなき
せられまことにみなゝ人世乃人の
心も捉つりてさらしとうま侍るや
其のくおしさてかくいつれきるへし

さて世にひろくもてあそひぬる人ことに
いはるゝは作者乃名誉なり
かゝる間あやしきこゝろにも猶
此百首黄門乃在世よりも人あ
まねくもてはやされけるを
人のうらみをおもふ事なく此ひとり
作者乃名をのみ傳へむと物する
あまねくもへたれし接命乃なく
まことに人のえらねとこゝろよくして
定せられしに京家卿乃
世の人は酒好くもてはやしける

さまになりしや当流も彼名家乃内
おほく世には乃かくれける此哥も家
にも口傳に秘事ありとて讃義とて
あつまりし侍りける事とて大かたこの
抄なとはなりぬるを事にかゝまり
其外に傳受すなとてうるさしや此内裏
安き哥乃めてたき事を徳として
人乃歌ならへてうち文学座にかよひ
よくよくみるに其乃精たる方にへらき
万葉高意乃詞の哥はなくて
操能みなとも常にはあらはにして

かゝる秀歌をよみ出されしによりて
此歌を感して撰ひ出されけれハ
この百首ハ二条家の骨肉なりとも
きこえ侍りしなり 俊成定家の
ゆるされし志らへつき事しを師説
侍り

定家卿系圖

道長 法興院摂政兼家息 御堂関白 後拾遺集入 入道前太政大臣
— 長家 道長六男 大納言正二位 号御子左 又号二条 後拾遺作者
— 忠家 大納言正二位 号小野宮 後拾遺新古今新勅撰等之作者 新古今入 法成寺入道前摂政太政大臣
— 俊忠 権中納言従三位 金葉詞花千載新古今新勅撰等作者
— 俊成 号五条三位
— 定家
— 為家 大納言 民部卿 号中院 続後撰集撰者

小倉山荘色紙和歌

小倉山とハ嵯峨にあり今の往生院
二尊院と申ものゝ山の惣名也
東南の方天竜寺のうしろハ亀山とも
亀尾山ともいへり
山荘 三體詩注曰 莊猶村居人呼別

葉爲莊　やまさとゝもり別業也

事也此中納言の山莊乃ゆへ

いよいよ今小倉の常寂寺の内也

ありしとかや色紙今乃世よのこれるに

大小あり又障子のひろさせは

きりたるかはしの細へつなる

へし文字數も哥乃作

者乃名也し彼爲家はかきかへつ

めるへつるとき作者をあらためへつるや

天子乃院号は御在世なれと

あまたあり順徳院定家より

乃ありし隠させつるにも御名

はかねて事是甚誤也師說也

御說は小倉百首此色紙の代いつれの人乃撰としるしたるもしるし世を定家の撰といつくまて

明月記しよれはやまさとしも世のとふまして撰ばあたりしよし上明月記に自天智天皇至

及家隆雅經てふりて百人乃哥をかきてしかもその色紙いつれの時の人なからや彼人の事の一人以降目て

定家以入るやいかなるもあらしあれとなん也　又御說大納言とこめて百人とある事いせとも

うしとりをるに彼文の意にしたかふのそ

光仁天皇諡御父志貴親王号田原天皇志貴親王天智天皇第五皇子也

諸陵式云山城国宇治郡山科陵近江大津宮御宇天智天皇云々万葉ニ鏡山ニ葬奉ル長歌アリ

日本第三十九代

天智天皇

在位十年

御製 後撰集

諱葛城 大津朝志賀郡

天命開別天皇 赤号中兄皇子

日本紀 田原天皇紹運録

御抄云 舒明天皇第一皇子母茅渟王女皇極天皇 亦斉明天皇号宝皇女推古天皇廿二年降誕孝徳天皇大化元年立皇太子 孝徳斉明二代太子 日本紀斉明天皇崩皇太子素服称制 国母諒闇 六年三月遷都于近江 大津宮 志賀郡 七年正月皇太子即天皇位

十年天皇寝疾弥留勅喚東宮 天武 引入臥内詔云朕疾病甚以後事属汝云々十二月朔天皇崩于近江宮云々紹運録云天皇駕馬幸山階郷更無還御永交山林不知崩処只以履沓之落処為山陵云々 此事根源わかし此歌も日本紀の説ことなり 定家卿撰之

癸亥朔乙丑

秋乃田のかりほの庵の苫をあらみわが衣手は露にぬれつゝ

廬 和名集云毛詩云農人作廬便田事和名伊保

苫 爾雅注云苫和名度萬編

後撰集秋中題しらず 家注云かりほの庵とは一説刈穂乃

苫 苫以茅覆屋也
萬葉集 田盧 タフセトヨメリ 同
集 小山田之鹿猪田禁之
秋田かる旅のいほりにしくれふりて
わか袖ぬれぬほすへき人なしに
古今集 かりそめにいてゝ宿る山田をもるとて
わか衣ハ露のやとりになりにけるかな
続後撰 秋の田のいほりに
ふける苫をあらみもりくる露の
いやそ[illegible]
法性寺関白 かりほの庵の
いほりの稲はもるとて[illegible]
山田[illegible]
光仁天皇 田原天皇是諱也 光仁天
皇謚 御父志貴親王号田原天皇

菴也 又乃説 假菴乃庵なと葉
假庵の庵といふかさね詞也
師説 假菴ハかりにつくりたる作りや
菴なり 苫とハあらくふきたる田を
もる菴乃秋又苫をあらみとは
露ぬるゝさま也 衣手ハ袖を云
袖之也 衣の袖ハ秋乃
田乃菴のさまを秋のまにかさ
苫あらきもおもはゝくふしかへし
ぬれけれはぬれしのゝ露のしつくと
ともいはりぬる其わか袖乃ぬれつゝ

志貴親王天智天皇第五皇
子也 後撰秋中部入此歌
日本書紀二十三巻ニ出
ヤリ日本書紀第二十三巻
斉明紀七年秋七月甲子
朝倉橘廣庭宮
羅[illegible]
野[illegible]
[illegible]の田の吉野
[illegible]のかり
[illegible]
[illegible]
[illegible]
万葉十秋雑部
[illegible]假盧
[illegible]
[illegible]の説の奇
[illegible]万葉に
借盧[illegible]
[illegible]

しれこの帝ハ民乃うへを一つ
[illegible]時
たるかりほにて田を守る民乃
[illegible]
わさ[illegible]子乃[illegible]
この帝[illegible]衣手[illegible]
[illegible]天子乃
[illegible]師説[illegible]の
十倍[illegible]の中
理世御撫民[illegible]
創[illegible]道[illegible]

以上のことしかり。田のいかり例の童
謂し。和名集曰、毛詩云、農人作
廬以便田事 加利保 和名伊保。又万葉に
田ニ盧とかきて たぶせとよむとあるも
郭もてしらし農人のこやうれ旅の名
てもかりほは仮りやどこれ又万葉に
かりほし庵乃苫と和訓しかれ
かのうたも[illegible]
一説ニ万葉には[illegible]擁推し[illegible]
かのうたの[illegible]
万葉に[illegible]の廉稽田[illegible]
よりて[illegible]文[illegible]
稲を刈[illegible]
[illegible]の苫[illegible]
して逸[illegible]を逸
[illegible]の[illegible]袖の[illegible]
[illegible]古の[illegible]
我は天子の我かして農民の上を
[illegible]
此歌ハ[illegible]万葉
古今集の七夕の歌にある[illegible]

草不蒙やしともそる事なし。天子ハ民の父母
[illegible]この御製ハ仁帝乃道乃
所要也し 宋仁宗皇帝
毎用一衣思紡績 毎用一食
要稼穡功 しのぶべし賢王の心
[illegible]作るや万葉第十
秋ノ雑歌詠露九首ノ中に 秋田刈
借(かり)廬(ほ)之[illegible]
[illegible]此歌[illegible]
古[illegible]読人不知と
入て作る也 御抄ニ此御製乃奥

[illegible]
よみける[illegible]農民乃
我身を天子の御身[illegible]下しそ
御心も農民[illegible]
[illegible]
[illegible]
人為天 周易云以貴下賤大得
民也 老子云貴以賤為本高以
下為基云々 文等乃心おもく
百姓の[illegible]
[illegible]天下大[illegible]天下
乃[illegible]
よりて此御製[illegible]
[illegible]
[illegible]
哀傷の[illegible]部
[illegible]推量
のひとこと也 哀傷[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]乃[illegible]平民乃[illegible]
倚(イ)廬(ロ)[illegible]父母の喪乃時[illegible]
[illegible]ハ諒闇乃時文帝
乃[illegible]につまらく 倚廬(イホ)[illegible]
[illegible]
[illegible]懐(つまし)[illegible]
[illegible]以日易月[illegible]十二日
[illegible]十二ヶ月[illegible]
[illegible]十二日[illegible]
[illegible]以日[illegible]月[illegible]
[illegible]秋乃田の[illegible]

我ハ天下の鐘とるよふにあり
社日のる鐘のいろりに何をゆるかの鐘
納めりも忠にほす人ありしに社日
かゝりわりとそへりて我これいし
ほりもいて打ち出ハりりと花衰
いふ鐘をわを中打ち思ひ日ともし
右三日のの家今の仰観の鐘也
鐘は撰ふ和名鐘鼓　社の日ら
いふりき隙りや出ハわきとりける
中はのいやハ何ぞ法性ら空向
かりやきの宮のいろりの陰ハいらく
時あそくちに山同ハきま報

まつりあかりしきいろ母やりけり同鼓
なと占かたてかよらの心をる御剋ありり
若何の道ハ上下万民年中に
たる極り此鐘と定てあら日暮乃
鐘ハ中ちつるしもりす鼓鐘閣
乃事斉明天皇ハ帝位は始まり
いりうへて自余の国をも准
ひ此ものら也
鼓楼鐘閣とハ郷三云鐘吉作
梁闇謂序也鼓楼序之序云
らつかりきてけるかくさるよひに

あてくちと序としてみえ之倚序
ゆきも礼記雑記注云序在中
門之外東壁倚序為故云倚
序とぞ斉明天皇鼓閣のこと
日本紀ハ考ふる斉明天皇
六年五月新羅国人唐乃
人はりて擒へ百済ハ傾りん
としたりし百済よりわの使
救ひにひたりる斉明救乃
軍ハ陪のつかわくく鎮
せらりし事ハりの七年五月

朝倉橘廣庭宮　土佐国在 風土記

すゆう遷り御して朝倉の社の
木を斬除(キリハラヒ)て宮つくりの故也
神忿て殿を壊(ヤブツ)病死する者
者多し同七月崩御
天皇崩于朝倉宮八月皇太
子天智奉徙(タテマツリテウツシテ)天皇喪還(テ)至磐
瀬宮云々移要さて天智位に
つきたまひて喪服のままにて
て下の政をきこしめし給ひ
侍て 此事書紀

秘注云王道乃御述懐なるにや
此君九重を出ましし時世を
物わびしと思召て刈萱の関守を
注集の人ハたゝのかみ也と謂
のみ作者の御製なる子乃御身なく
御用ゐもしなかりし事ハ王居も仕や
時をくろうやしき給ひめす御心也
時ありうつりし民屋あらく覚悟を
語りし御抄云天智天皇九萬小
おほしめしけり 日本紀王代
記等ニ無見候云々

朝倉宮斉明天皇朝倉宮筑前国
上座郡朝倉也

愚案纂注ハ、て哥の心も
飛鳥や其の庵もわきまへなれし
君の御心つかハせまさせたまひし
御製にて此朝くらの木の丸殿ハ
清輔奥義抄并袖中抄に註し
たまひし所ハ筑前国上座郡朝倉の
関所にて出る所ハもとく
かく君の御事をしらしめす
御事をしまいらせしや 朝倉の宮ハ
土佐の国ならし 風土記定
萬葉集にもみえたり 梁塵愚

袖中抄にも右の御製としつゝハ朝倉
の行宮(アンキウ)に来る物のけさ出名(ナ)
謂(グワイゼン)しつゝ出給ふ事なと云々
さまさま奥義抄と袖中抄
いへ共ハあやまりにや飛鳥
御宇なり
師説云此語（註割書）撰まま定家卿秀
哥并大臣まま只秋の哥に入
られそれ只秋の田のうへを
よみ作る哥ハ民の田かりする所を
君の御身にして思召やる

御説 秋田の苅穂の庵とは古今家
秋田苅借庵ふかくて数多の但しは
借庵なり其借庵ハ稲苅てやすむ
かりそめのほとりてねこれはと（いふ）
ほどもち人びとへいひ苅穂のかりは
をのへ苅穂の庵にてかの苫かな
いへ借庵と苅穂のとの庵
なりまいめりしもせん稗に苅
穂の庵といへ承下なる読み
かりのいへとも借庵の庵にて
とあるる観といへとも観とも
昔そつのさりしきたりとも
歎きてはをいかりと文也

撫民理世作の余風あり
閲母(?)猿閣の事 浄鏡と校
おもふへし 何かは 新古今の中
にも 此哥を 第一にや

山かつ(?)月の月影もいへには
うち搨き(?)あらもいつかねを
へ此艶もせんかよいひしのを
借盧とそいふもねこともあり
いつか此文殺ても申しおきて
此説ひとつ此但旨(?)様等をも
いつもの旧のかの旧のこ是の句
やそ是し といふは萬
葉集巻十詠花 秋田刈借盧之宿尓穂(?)徳及
かしよと云せう しき是は 比庵の
かりほの庵は云々
しよしをいへれはこれより注す此哥は萬葉集秋田刈借盧と
あらいつよしといへは 天智天皇の大御哥と仰せられ
者しとや以朝臣つて 天智天皇の御製と
云職のこゝやまいて事の秋なり 明らかの御製
小解也或は王道の表ひおかしてそ王道の
天長義和のひとりは猶と表世とも申す
仁義のこゝろより始めて
さ酒なり是にや

四十一代
持統天皇
高天原廣野天皇 日本紀
諱鸕野讃良皇女 日
女帝在位十一年 藤原郡
御製 新古今集
日本紀云天智天皇第二皇女母曰遠智娘 紹運録云越智娘大臣蘇我石川丸女 孝徳元年降誕 紹運録 天皇四年正月即天皇位八年十二月遷藤原宮 大和高市郡 日本紀 大宝二年十二月十日崩 天武天皇之后草壁皇子母 紹運録
新古今に 夏来にけらし 白妙の 衣ほすてふ あまのかく山
八日 春過て夏来にけらし白妙の衣ほすてふ天のかく山
新古今には 春過て夏来らし 万葉には 江に(?)万葉

万葉集一ニ云藤原宮御宇天皇代天
皇御製歌春過而夏来良之白妙
能衣乾有天之香来山 今案ニ来良
之ハ日しきかすれ云来るなり
潮鳥指澤藤原山本宮薩摩
此来ることにて見ゆるなり
[illegible]
其の字ハ[illegible]
きよし [illegible]
新古今集ハ後撰集 [illegible]
[illegible]
但是ハ[illegible]
衣乾とも[illegible]
[illegible]
[illegible]
年十九の[illegible]
其白者[illegible]白妙ハ白き[illegible]
[illegible]白妙の[illegible]
[illegible]中帝[illegible]高市
藤原宮[illegible]
て[illegible]

第一藤原宮御宇天皇代 天皇諱
御製歌云々衣乾有(サラセリ)としるせり此物ニ
このうたをのせたる中に今ほす文衣
乃ほしたるといふ心に[illegible]
いふ師說白妙といへるは明白な
るをいふ衣を洗ひてほす衣なれは也
此ほす乃白也又衣乃白ハ白重を用
ありけり山の中にほす心に思ひ侍る
いふなり也天香久山 風土記云天上
有山分而墮地一片為伊与国之天
山一片為大和国之香久山 八雲

ひかりし云云此歌出て[illegible]
[illegible]白妙[illegible]春ハ
[illegible]節
[illegible]首尾
詩ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
衣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御抄ニて乃きく山ハ[illegible]
くて空の[illegible]
云ハ[illegible]藤原の都
より[illegible]
[illegible]諸[illegible]
藤歌大概云ての香久山[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]首[illegible]天[illegible]
[illegible]白妙の衣[illegible]
[illegible]衣の[illegible]

いつ和し又云いふてゐるにて人爲、
れいとて白妙の衣といへり　吹く人
うりまうの衣の衣のそれわれかれ
山ぶとて云とあるを衣うにもるい
白妙乃衣といへる衣の衣はまた
いへる詞なりといへる説いふはし
衣乃衣衣の衣なりといふ衣乃
身ならす衣くらまいふしまれ
衣のさ衣なりんは衣わく
といふの詞いってつゐるくとの
衣をらひ白妙の衣用をとれ
よみやうの衣はかるをそ衣に
入て衣ひも衣をるも歌也
とよ衣しいふもまき（ちきひとかく
ら字朧摧也又衣けるやうに
徽説のうちけるなりの衣布は
なりと詞ぬしくまも一つ
るしとて和に用もそさに衣
ふといへ詞をい登以切和衣ハ
万葉にはかて和布とあり
多和衣也登是八五音通なり

衣かの衣はねまさく山の明白衣
白妙乃衣布さししみるへる香人
山乃名の字語て讀なりしに
師説此哥る事を知もしとと云
衣詞のはすく趣の清和乃とよ
おりて此山乃今朝まて明白衣ふ
蔵しとて梅そ春さに是なり
めるなりんといへるへ此梅を青也
此るまには衣そのいつる二月既破
二月来杜子美の句之此句よる
赤衣なりと云　黒葉万葉に赤人

中和知と此也二四梱通して拔
してその詞ひをまとやうの文い
たて下のもへてやんとも衣引て
山ようゐを養すると此中なめして
ゐそくせするやうてそ歌はんよいかる
こそや何んなもよきに行はかう隠
御時より後家の詳をうつさ
かりて作者名信は出てこ気
高かりんとのことえんは鬱勃なる
詞きとのおもくゆるさ詩は古歌の
詞を取て此よかるへしてとも此乃
ねよもさりとてかふつるつくなりける
成部し初さくよ早くこえて
要よけいさやまともさん用にふれて
なふ初ての二と云は用此なるか
いへる詞もおほろなりる事るしう事
と浅りうねさし
神代紀　自注　香山此云介遇夜
遇具濁訓也

家はあさくとちぶすねくし　般日
きしは志賀の山ごしにかさゝとゐ雅くさく
此歎成はし亦此哥より香久
山も衣用をとは事を世かか
く詠なりけりいせり　春もゐ志乃に
衣をくつもきて楽日用をし天の
かく山　拾遺極楽　白妙の衣吹用を
此井指かやりてしらく幼けのかく山
雅経　俊保卿の衣かはまりし春乃
日の光りかすむて向かく山　家隆歌王
へさふて乃家ぬりて　大井川

大和国十市郡ニテ藤原都ノ西ニ在リ万葉延喜式等ニ見ル
万葉ニ人麿長歌ニ 吾王之万代跡所思食而作良志之香来山之宮云々 皇太子高市皇子ハ等ノ宮香山ニアリケンニヤ

春すきて夏きにけらし白妙の
衣ほすてふあまのかく山

白栲 白木綿 皆シロタヘト訓ス 妙ノ字ハ假借也 延喜式ニ祝詞式 明細布照妙
青和幣 白和幣ナト書ツ ニキテノテハメヘノ反シ 古語拾遺 織布 古語阿良多倍
万葉 麁妙ノ絲布衣トアリ 月集卷表中ノ服帷等ツ白細布ノ飾トコイ[illegible]

御説 此大御哥 万葉 [illegible] 衣乾有天之香来山 [illegible]
[illegible]
又御説 此大御哥 万葉 [illegible] 天皇御製 [illegible]
[illegible]

柿本人麿　　歌拾遺集

柿本姓 姓氏録云天足彦押人命之後也有口傳云敏達天皇御宇家門依有柿樹爲柿本氏云々 柿抄云天智天皇時人云々 拾芥抄曰之大学頭敦光人麿讃云大夫姓ハ柿本名人麿蓋上世之哥人也仕持統文武之聖朝遇新田高市之皇子云々

此説乃事古今著聞云元永元年六月十六日修理大夫顕季於六条洞院乃亭にて柿本大夫人丸の供養おこなひけり

柿本ハ本氏也 紀氏ある人に非ず 孝昭天皇の皇子天押帯日子命の末也 日本紀の天足彦国押人命なり 是より出たる中に柿本臣といへる 一氏天武天皇十三年に大三輪君等の五十二氏に朝臣を賜ひけることを同日にて記したり 柿本臣もその中にあり 詳なることは人丸に父祖ありて 持統天皇の御時に石見国より ありて文武天皇の末に至るまで 七十余歳九十余歳とかや 仕へし事 集わしく侍りけるに人麿歌 凡そ侍りて 右柿本朝臣人麿歌集 漢安川来定句神融者麿侍也 右注云此哥ハ天武天皇庚辰年作 也 庚辰ハ天武天皇白鳳九年 より前の哥なり 人丸の哥ハ

俤乃人丸の影あらはして圖繪して
そところやたのもしく紙とも
右乃よにに筆を採く六角ばかり
人なりとも上にし讃をせよとく
古今真名序云有先師柿本大夫
者高振神妙之思獨歩古今之間
云々 古き序云古よりかくつたはる
うちもならの御時よりぞひろまりにける
かの御世や哥の心をしろしめしたりけん
まんかの御時におほきみつのくらゐ
かの柿本の人丸なん哥のひじりなりける

寿一よりも寿五までよ名はかれて 歌の人麿に歌集といふ家集 ありけるを当時の撰者の三方 家集としてされたる事とも 書出せて撰者事詳 歌をもとに してなりける上人金村田辺福 麿等の歌集をも同じ 撰し作文 人丸の歌のまじれる事まで 今の世人の家ヘ人丸の歌かや 新しく歌の朝より仕へけるて 不見ものの履歴なり 歌 下にて任はてのありしものにや 天武の時柿本猿 臣とその 日本紀柿本氏の人いふ 人丸は親族なるべし

新撰姓氏録云柿本臣大春日臣同祖天足彦国押人命後也 敏達天皇御世依家門有柿樹爲柿本臣氏 天武十三年朝臣を賜

続日本紀ニ柿本氏ニ四人アリ
続日本後紀柿本安世ニ代
實録柿本枝成ト云人見エ
作者抄ニ人丸ハ続日本紀ニエ
ノリトミハ此紀ニ人丸ト云人
アリソレヲ誤レナリ皆他姓也
万葉高市皇子尊殯宮時
人麿長歌反歌ニ舎人ハ内
ノミコトノリヲ承ル春宮舎人
ニテ其後石見ノ属官ナリシニヤ

今案此等の説ともいつれも説ともあ
是と定めかたし立田川紅葉なかるとてよめる
奈良の御門を文武天皇と注しあやまり
よりて家持も文武と思ひて古人
注しのへり此注云奈良の御門は

正三位也

清輔袋草子云人丸勘物(カンモツ)云如万葉
集人丸始自天武至文武云々亦云人
丸哥始於藤原御宇云々軽皇子
宿安騎野時柳本朝臣人麿作
歌一首(万葉第一) 軽皇子ハ文武帝也持

統之代云々 作者部類云(哥仙部) 人丸
哥万葉雖揚大宝無慶雲以後之
年号文雖奉文武之御代不奉元明
以後之御代也 私云以之勘之人丸
遇文武之聖代雖及聖武之御代
者也云々 袋草子云万葉第二巻云
柳本朝臣在石見国臨死時自傷
作哥一首 (拾遺) 鴨山乃岩ねしまける(拾遺)我をかも
やま路のもとよりしらすて(拾遺)いもか待つゝ
あらん云々 今案此巻大宝時代
年号之次第ニ立ル歟而此哥等雖

原官御宇天皇代々次寧楽宮和銅四年並霊亀元年秋九月歌等ミ第ニアリ云々
愚案此歌ハ人丸文武乃御時ニ遊セラる事あきらかなり只文武の御の御供ありし事古今の註釈ニアリ
徽書記乃物語ニ二月十八日ハ人丸乃忌日にて昔ハ和哥所ニテ毎月十八日ニ祭ありし事ニ長明ニ云明抄ニ人丸の墓ハ大和ニありて初瀬への道ニ人丸塚といひてある

あしひきの山とりの尾乃しだり尾の

古今六帖ニハ庭鳥のかけ乃たれ尾のみだれ尾のながき心もおもほえぬかもと侍ん
拾遺集ニ此歌ハ替りて入られし事百首抄ニ見ユ 念姿念毛金津豆擣ミ山鳥尾ミ永此東手此哥の尾ニ我哥もとて今の哥ニ注よせたり和歌ニくさきの哥乃異説の哥ミさきさ乃哥ニ新千載集ニ人丸とく和する時古今ニも梅者未ニ許新し古今ニ拾遺集ハ両説せさせつらねがの道をひたの伝りとかや 右の哥の新古乃ニて入られきるにあか古今集乃新古今の...

[illegible]人丸は彼所ニは高市と云所ニ
尾のしだり尾のながながし夜をひとりかもねん
拾遺集ニ歌ハ家集下に
入りて足曳の山とは僻案抄ニ 定家卿作
並愚説ニはきこえ山はありて空
をさしていふことよ芦の引て西日東
足をひく勝乃形なりといふ事なし
よく師説ありて山を樹間ニ古今
註釈ニ 志ていふ尾ハ葉ニて乱尾
ゆかしきミさきくきてあかつき尾ぞとぞ
たゞりなどのことしをしとしへあか

乃こそことのに家めくて記ちり
人もおほく所と家の今の家は
人のの家こしのうちをもとつ
こまもり人丸集とはれ定ひ
後の人の云ふまで田舎に
このたりのし今の家の蔵
其はきしよしとそれもあ
古の家のうちいりあり
伊勢の此の相国万葉には是
とくまけのとりいてことせり
黄家の御論もり
伊のか古ことさてに道ひ通
あらいはそいより又後撰は
ちるめく舞つか事子たち
いしとそし近事やね其り
大江親綱にのや物家り
あしりのやもひはきも
物とからの論ここねいとり
かりけるは家りよりも物
世の家もひいありのふる古ま
若山とし其り家のやま

しくしきこ事へたる心也又字の
器しのみとて物故此家ハ詞に
好しうち出しても生ふる所詮
甚うの尾の家をしくし此れ
いつさしかの自にしかてきり侍よ
和の歌なとく詞のつくよ物哉で
風情な手を至事なし師説家には
さばかりのよくたるくこころは物よ
人を案内して我をもとり得事
さやかしく俄しさ心仏物にて
いはたる也此初は席家にて侍也

ひとつ歌よも物をかうして論ちり
みやこしひくとしいへる緑公
其後よふ云左日本紀
和歌山の隣りは是羽振
いつり万葉是も端は疾き
かけるは往日本紀の紀家紀ちえ
脚日本よかけで定家の望
物只ちやや嫡沖にう御の
らとつくそのを時ことはを
ろうの是りとりかすらてまと
いつまて文家の説をも悪れば
用にあまいけりの説はまう
らて言きのころ清てり説なき
しめなりては新をしも衣の
読も下をいは是門は用也下
金栴は言りやならよみて
見より此物まりからもいひて志
いり尾のし文字はひ文を
山家のたり尾とい事なり
万葉にいは乳尾にちあるき
て尾とすりめ若をそれはさて

かやうに席家の時さしまくしる
よくは古く物ゐて古への下句
にしみてゆくこしりて上の句に
詠みよ詞詠歌めて云清く
あうし此ゆらの上句定門乃字
の尾の古へ尾乃しや歌に
出さる詞も月先にまで
面白きもの下るより徒物の世
量の物にはふくめて好
くけし古歌稿うしれん
る詞つかひ千載のうつ味よ

尾のしたり尾のなかきことゝ似
たるに譬て秋の夜のなかきをいへる也
雌雄ひるは一所にあれとも夜は谷を
隔てゝぬるとそ 是をひとりぬる事に
よせて秋の夜のなかきにひとりねの
ものうきにたとへたる也 されは
身の程のとくに独ぬるも
其の縁をたのみて 上の句は序乃
やうにして此より山鳥のひとりね
の事をいふ也 万葉集十一巻に云
足日木乃山鳥許曽婆峯向尓
嬬問為云吾乃人有
我乃如何為跡可一日一夜毛
離居而嘆云良武 云々 上飛
鳥も雌雄の恋のかなしき事
山鳥のひとりねもの思ふ
へき物にいひつゝ心をとれは
やはらかの説を時にねかひつゝ是
のうた心をもこゝろへぬへし

詞はたゞ末代のことはりにて
なりこそ堂上至極乃所なれ
されは古今にも独歩して歌聖（カセイ）の
乃哥仙とも仰らるゝ処也 され和歌の
しあらし 九浦のうたは大納言公任
和歌乃九品にあてゝあらはしに
上品上の位に出しつへる歌 定家卿
此百首にとり給ひて此哥をつまりぬ
へる事は何ならむと云ふや人
丸のうたは情おほくして余気は
乃つかさしるし給へるもいふかし 云青乃

此説にかなへてよく侍らむかし
いかにも人丸の歌とかゝれたるをへていふの
尾はなかきをあけて人丸と
事也

此説也 惣中此家にかゝる女能く
乃うたにありて詞は行ひに候さ
りて侍るへし 此哥はとりて 探
さくを山鳥のおもひを思ふ
しりしあつねる歌 抄なれは童蒙
抄に山鳥のうたは六帖乃うたも人丸
乃うたなり 山鳥乃尾の長きを尾のと
いひまたは山鳥の雄乃尾をいふ尾
やよひよし古人中にあるしの歌
事は独ねして 雌雄ねる
ところさまさき独ぬる人をもいふく

読る歌なりとこそ 師説是ハむかし
より申つたへたる説なりしを家説去者
こと更にいまを出し旧説すたりて此
説になん侍るべし

御説なかりしのハしるの御ニ言也 獨かものにし獨かやしなでけれ
持統天皇の御時より人麿以下世にいさよへて正三位なりけりといふ
なりし西三位人丸を正三位とめして万葉よりも檜坂の説を
人て文柿本朝臣人麿在石見国臨死時自傷作歌
日本紀六位以下曰死といひて万葉集にも死と書たり
おほきみつのくらゐといへる彼序の人丸の加へしものなりといふ説
序の如きハ万葉集の人麿を持てるハなりと知るべし

應神紀五年八月令諸国定海人及山守部云々 顕宗紀元年来目部小楯ニ山部連姓ヲ賜其後 天武紀十三年連ヲ改宿祢トス

山辺氏ハ続日本紀光仁天皇宝亀年中和気王及諸王等賜姓山辺真人云々 山部也ノ偕也山辺也 麻乃信ト訓ス 続日本紀延暦四年五月詔曰先帝御名及朕之諱自今以後宜並改避 於是改姓白髪部為真髪部 山部為山云々 光仁天皇ヲ初白壁王 桓武天皇ヲ山部王ト申ケル故也 古今集序ニ山赤人ト云ケルハ昔ハ諱ニフレシヲサケシハイミナリ サレバ土佐日記ニヤ酒のやまとのう トモニもし山部氏ヲ淳和

山邊赤人 新古今集

作者部類云 万葉目録 藤原敦澄門姓氏録云 山邊宿祢赤人 聖武天皇之御時也 家系 正六位上山邊大老人云々 古今真名序云 有山邊赤人者 並和歌仙也 古今仮名序云 又山辺のあか人といふ人ありけり 歌にあやしくたへなりけり 人麿は赤人か上にたゝん事かたく 赤人は人麿か下にたゝん事かたくなんありける云々 御抄云 神亀天平乃比の人云々 拾遺

テ□□ノ御諱ヲハ□リテ大
伴氏ヲモ伴トイヘリ山辺ハやまへ
トヨムユヘ 桓武ノ御諱ニサリハ
ラヌ日本後紀ニ延暦十二年
紀ニ山辺真人春日ト云内舎
人アリ又赤人ヲ上総国山邊郡
ヨリ出タル人ト云ハ伴信友ノ
説ニ大和国ニモ山辺郡アリ
赤人ハ父祖官位考ヘナシ
外国ノ居官ナルヘシ

赤人ハ父祖未詳 時代ハ万葉集
中ニ六ニ神亀元年より天平八
年までの歌見えたれハ聖武
の御代の人也 山部氏ハ日本紀の
顕宗天皇紀ニ伊与来目部(イヨノクメベ)
小楯(ヲタテ)と云人ニ始テ山部ノ連
ノ姓賜ハリ 山の津りき□ノ姓
を賜ひし 天武天皇十三年
十二月ニ大伴連等の五十氏ニ

称ニ聖武ノ時人ニテ作者部類ニ
養老神亀ノ比ノ人ニテ 然ニ草子ニ
赤人始自元正至聖武於以後者指
證拠不見 次ニ家説ニ人丸赤人
同時也 赤人ハ少年来の人又万葉
乃そ諸ニシ人丸歌ノ次ニ赤人乃ハ
末治そかり

異案万葉集作者部ニ赤人家ヲ
身ニ雑歌の中ニ山部宿祢赤人
望不尽山歌一首ニ是始也
又巻六ニ神亀元年十月幸紀伊

宿祢姓を賜ハりたり山部もこ
同じてそれより山部宿祢と続
り 日本紀ニ延暦四年五月詔曰
先帝御名及朕の諱自今以後
宜並改避 於是改姓白髪部
為真髪部 山部為山 是ハ光仁天
皇ハ白壁王と申し 桓武
天皇ハ山部王と申けるゆゑなり
山部より山部の赤人と□
[illegible]
[illegible]
…古今の…
…大伴の…
…山部の…
…山部と…
…万葉…赤人の氏…山
部宿祢と…
…赤人と

国時作歌 又天平六年三月幸于
難波宮時奉ふれり 始乃雑歌乃
中にし人丸赤人のことは古今序
にて人丸と時代ひとつにし
御世ちて中ふりて時代不同乃
人くいりて時代乃授けるほ
先年譜にいはく…
聖武乃時の人あまり…
高島井家古今抄ニ上総国山部
郡人也 彼不…当今にいりて
作者部類…

和名抄上総国山邊郡

面こそ見られけれ、いかにしても白妙のふしの高ねに雪は降ける

かくれ白雪事不審しきまでは山
きこえ人々のいひなす事をむかしより
桓武天皇の御時よりはしめて
日本後紀に延暦十二年紀云
山部赤人富士山を以て富士ト
万葉歌を……たこの浦
大君の……
たち……此浦の……
きこえても……乃
山……白妙
帰りて天……
人……の景観保者の
はなりて……
帰……古今乃
絵帖……田児浦は
駿河国廬原郡より富士は
別富士郡也 山名富士根
郡名を 都良香の記
なりけり

新古今冬部題しらす 万葉集
三 雅宗乃中に山部宿祢赤人望不
盡山歌一首并短歌 長歌略之 此歌
去白衣富士乃高根に雪は降けり
ふるくいへり 田児浦駿河乃名所
なれとも根乃事はいひ尽さる所は
則ち田子浦なとひろきあたりに立出て
みれは眺望はてしなくして白雲
にはふたつ富士乃高根乃雪ひかん
かくれたる見て入て所味者ふかし

続日本紀駿河国従五位下楢原造東人等於部内廬原郡多胡浦濱獲黄金献之云々 延喜式廬原郡御穂神社 三代實録作御廬 和名抄廬原郡 廬原息津云々

清見ガ関キヅ田児同所ニテ清見ノ東ニツヾキテ田児浦アリ富士山ハ富士郡ニアリ隣郡ナガラハルカニヘダヽリテ海道ハ今ノサツタ坂ノ山陰ノ磯ヲメヒ清見潟ノ関ノ方ヘ廻リホマネテソノサツタ山ノ東ニ出テハ富士ハ高ニ見得テル則田児浦ナリ無不常ヨリ東ニ回リ入ル入海ノ東ノ入江越ニ富士ハ見ユルナリ

海辺乃……たる田子の高ねの妙なる
こ…調は……なくして……
半は言乃へも事を奇異なれと
……此雪を降つとは心ゆる
俊恵……集中上島の趣
見あかし 帥説はつとは此山
乃……つもりつくみん事
なる……程も降つみなる事を
……の……ここを新古
今……此うた……新古にへ入……集
順情かありけるも常観念吉

歌之景気可深心し定家卿乃
御歌なりかしく工夫有へし

御説万葉第三山部宿祢赤人望不尽山歌一首并短歌 前に引て是長歌の反歌
田児之浦従打出而見者真白衣不尽能高嶺尓雪波零家留 としるせりよき歌を遠ざけし
あるハ田児之浦従 是とこれハよみかれたるをはいりてよめる人の歌を本縁の字白の字曲の
字ある也 田子といふへりたるさまより真白衣 ましろなれともよめるきるハそのことをいひかへ
字といへるのみなにもかハりなし 更に気高ハ帰りけるかよみかへりてなき所 雪ハ降るを書ける
事このるはしろきへのさまを詠れてより たゞてあさるる成 神さぶぞうつくしへのかしくつけたるも
降りてなりかへりしけなるいそれぬへき雪の深きにゝ見えて雪ハ帰りつゝよはゞそれ
高きやりけり赤人の良びは山田にて 譜し山あきこゝとを詠とも赤人之山部のかたちハ宿祢なり
万葉第三山部宿祢赤人を申しつる事あまたにしも山家をかくは證也

猿丸大夫　コレハ秘口傳　家古今集

御抄云古傳云官姓時代等不知之
拾芥抄曰　諸哥大概抄云光院實澄
説元明天皇比人也云々紹運録云
聖徳太子孫山背大兄王子弓削王
是猿丸大夫也云々猿丸集一冊
あり世明抄云或人云田上乃ちかきに
なる里といふところに猿丸
大夫か墓あり庄の界なりとそ
春はかさりてゆきかふ人多し
了　方丈記にもあり

猿丸ヲ元明天皇比人ト云説ハ
日本紀天武十年十二月柿本猿
十余人小錦下ノ位ヲ授ラレ続日
本紀元明天皇和銅元年従
四位下柿本佐留卒ス
ルヲ云ナラン不審

麻呂ハ自遜メ名トスルニヤ大
夫ハ丸ヲカトアルト物語等ニ
カナリ続日本紀ニハ女ノ名ニモ
一口アリ　大夫ハ五位以上ノ人ヲ
称美メ云　公式令之喚辞條
アリ但人麿ハ五位以上ナラ
サレトモ先哲トメ古今集序ニ
大夫トセラレタルカ

おく山にもみちふみわけなく鹿の声きく時そ秋はかなしき

古今秋上読人しらすとありて是
貞のみこの家の哥合の哥也鹿の
山里は秋こそことにわひしけれ鹿の
なく声に目をさましつゝ此哥も
よみ人しらすとして定家卿の
百首にも猿丸大夫とし其外
撰しぬ古今千吟抄云猿丸家集其
歌のよく似たりて云々
家の哥を明かにし師説猶ハあへて
物かなしき時節にいひなしたるハや哀

古今集序云大友黒主之歌古猿
丸大夫之次也頗有逸興而體甚
鄙なりとあれは猿丸のうたは逸
興ありてうるはしからぬなるへし

ことのうらさびれたらむことをえらびて
文粋の秋の部に所いはゆる桜庭が
まゝにしてへおもひきは霧の
事をし奥山にてしかの声もまた
古十二かくらうち位す人鹿の声を
さる次第まで秋のちうと思ひも
まさち鹿なくにしは見えて所々
こゝかしこにて鹿のなくをきゝ
ゐ給ふまゝり新撰集の詩中
新撰の詩に 秋山寂々葉零々
麋鹿鳴音数処聆 勝地
尋来遊宴処 無朋無酒意
猶冷 此詩も同し勝地尋
来とあるにより人の鹿を
たつねやいつくまでかゆき陰し

淋しきも空のくもやゝたりけれは
かくりて拘伲しく出てきたり
さまさし奥山にはまたもみち
をかきわけ鹿のうらみて帰る
此中にも菊もおちて秋の感情
おこりて情を動かしし心細
声をきゝし時ぞ秋の字
意味ふかく面白し此は漢
詩の葉ゆかりたりし調風情有
ひかあらとのかゝ後悪法師の
家の風情ありつゝく 豆田山

猶よろしくもあらむ傳しもぬかくも
康秀が子也といへる説 白氏文集十四
に 大底四時心惣苦 就中腸断
是秋天とあり

抄説 此歌大江千里の説に先哲の此人也 ……是貞親王
元年の参議従四位下侍従佑当年といへるか
天皇の御時よろこびの事……
のなかりしか文にも……
これは……
あるらんや

續日本紀云延暦四年八月癸亥朔庚寅中納言従三位大伴宿祢家持死祖父大納言贈従二位安麻呂父大納言従二位旅人家持天平十七年授従五位下補宮内少輔歴任内外宝亀初至従四位下左中弁兼式部員外大輔十一年拜参議歴左右大弁尋授従三位坐氷上川継反事免移京外有詔宥罪復参議春宮大夫以本官出為陸奥按察使居無幾拜中納言春宮大夫如故死後二十余日其屍未葬大伴継人竹良等殺種継事発覚下獄案験之事連家持等由是追除名其息永主等並家流焉云々古抄に見えたりや

中納言家持 延暦二年七月十九日任中納言

万葉勘物云 仙覚法師説 大伴宿祢家持大納言贈従二位安麻呂孫大納言旅人子 御抄云哥林采葉抄作者部類云説同之 延暦四年八月薨云々 私云 大伴姓者天智天皇孫大友皇子子与多王 可削

大伴姓なりけんかし紹運録にあり安麻呂ハ与多王孫 抄萬葉抄云万葉集作者京極中納言定家卿抄云撰者無慥説也 継物語云萬葉集者高野孝謙御時諸兄大臣奉之云

継人竹良等中衛射殺種継といへり又正陸奥国薨といへり説也

大伴氏ハもとより天孫天降の時御先に立し日臣命

かさゝきのわたせる橋にをく霜のしろきを見れは夜そふけにける

神武天皇の時道臣命と名を賜ひて功勲世に隠れなし神の事は日本紀の説明らかなり 月の中に大伴氏といふは 説 大伴宿祢大伴氏 弘仁十四年淳和天皇御諱大伴なるにより大伴氏を伴氏と改めて伴となれり 大伴ハ大友之言 日本紀推古帝御時雑記

但件集橘大臣薨後被書之似家持所注也以不審之云々 諸兄

説後家持撰ひつきせ仙覚も抄といへり

かさゝきのわたせる橋にをく霜のしろきを見れは夜そふけにける

新古今冬部入 家持集

橋とは淮南子云烏鵲填河成橋以度織女云々是七夕の事なり

家持集中納言

霜のおきたる

なり家持

鶏名金鶏宝雉まり五三ノ声二候ニ
然も難陀の鳴ニ盖ハしむ
因ハ掌枝前産をまく
朱を更ニいつゝのあふまらさは
かく暁えこの色をかへはいふ宮の
東ハ暁よいひくれあるとも鶏の
けしは空をわたいの東宮ニ光
宮人の事をとめいりの窓ニ梢ハ
みやりのこゝてはよくてもよいこ京の
説の名まても都しまの御子の筆
梢ことよく遍庭坊の詩ニ人遊
板橋霜を枕とす峨まかの梢ニ
あまく京の子と也かまたり帰ともを
とのあいのでみたらかやくらひ
いそまに都も鶏もかくのことし
月落鳥啼 して 佐智
とも声の四ひ夜て満天をいふ
いへとし二ハ旅人の事をいく
鶏の杖をまもお妹の事をよく
梢中ハ旅人をと梢の四て 翔波

ことたゝる東ニ霜ハこゝもとちて まさえ
く名月深夜ふも越ありて しかる
既思ハ蔵情のありたる旅へ ここ流
こ師説ニ省家注釈梢ニ定家
御説は寄は世乃梢を稱まして
後成ニ落東のむをとも帰ふる梢
都も梢のつゆとらのいふて霜路へ
ひめいりとりつもきとはゆくに此世界
はとも月の名蔵情那とらめる
天上乃鶏乃梢ハや流まて梢とも
よ桃とへてよりと出も也ちま之との

ありつて梢御あといへくる旅ふ
宮姫たとよめりも梢にいりなまし
かゝつし 六帖ふ 名や 言もすき
名やしけれかさゝきの残れの梢
しけ宮や言らん 新古今ニ
かゝそときの山まりひの生よりて
住吉の御名をもり大和物語
君か宮ニ都ふ 鶏のわたせる梢乃
宮のうへのよもりし

京とよるもひやうとてん 作る鶏しは
梢ニ其山筆 大和物語 鶏乃わた鷲
けしも宮のうへひ東まけ由ニ
ゆこ中河しし ころ ここ乃家と家
梢乃名也やまも家

是いかの品梢の家ひとまつり
似る枕に家梢の本も酒こせも主いて周かりまいれるまいし 後拾遺に 鶏の
渡しよ似ゆて鶏そこつゆかよ宮や言らん 此説は 崔の梢ひ鶏のけしはとたるかの
しかまとも家隆卿乃 かさゝぎの行さもやいつこしの家も也て わかね事やし 作り
日本紀ニ夜の一字ひよいしと立訓せりこよひくわく 東まとい まひ光てよきかいふよいせ
いま中ころつて 東ホトの字ひ用ゆ東ハ訓まハ旁 大ニ信かりり 従也かし

かく言るもし給も也まの見るたれわつゝしてそのゆるみるかいつて我まもまるもとつまよ 流住の名
おしこいいるいも梢宗へ入ることいとよし 御説まい鳥鶏のけきやる梢ハ禁中の
御梢ひいつりく事まいとふろくして東まてわすれもとてかの御梢の宮乃白きさえて
へつい東かけりとい思まなりかことくもとを 御梢ひりみる 御考説ひらかハまれく

いつまでもこゝろしをそへて　田安の君の御歌いと流正しくよみ給へるはいはねと
かりそめの御詠にし　雲の空をこえたるに雅なのいとさやけくをあらはして打のかけし
まことめでたき歌といふへし

安倍昔ハ阿閉トモ書ス元明天皇御諱ヲ避テ安倍トモ改ルとぞ 新撰姓氏録孝元天皇皇子大彦命ノ後也 仲麿ハ父船守トモ云 祖未詳 一説ハ推量ナリ

旧唐書東夷傳開元初又遣使来朝因請儒士授経ニ 詔四門助教趙玄黙就鴻臚寺教ニ乃遣玄黙闊

安倍仲麿

仲満 唐書 朝衡ノ　亦号曰晁衡ト

御抄ニ孝元天皇皇子太彦命（オホヒコノ）
安部氏祖 後也 古傳ニ中務大輔船
（この考）守ノ子トシ 畧ス 文武天皇大宝元
年ニ誕生ス 案ニ仲麿ハ元明元
正両代ノ人ニテ 旧事并学雅古今
説ニ元正天皇御宇霊亀二年

幅布以為束脩之禮 題云白亀元年調布ニ 其偏使朝臣仲満慕中国之風因留不去ニニ 留京師五十年ニニ 上元中擢衛尉 為左散騎常侍鎮南都護ニニ

白亀ハ霊亀也 唐開元三年日本霊亀元年ニアタレリ 二年ノ使ナレハ元年ノ調布ヲ持行モノ也 霊亀二年ヨリ唐上元二年迄凡四十六年許ナレハ五十年ト書ル遠フトセス

八月遣唐使大伴山守か同船して
入唐すとぞ 或説ニ多治比縣主遣
唐使ありし入唐せし時 仲麿学
生としわたりて老てとゞまりしも也
年十六ばかりなりしと云々
畧案 唐書列傳ニ曰 朝臣仲満（満）
慕姓名曰朝衡ニニ 畧記 かくて唐
上帝の仁に 秘書監といふを
撰授りうつりた補闕ぞなさて
御抄云 此仲麿久しく在唐して
帰朝の時利根並双の人にて卿

朝せん事およびて数ねんを
おもふときは哀深かりて帰朝
せしとぞ云
續日本紀卅五光仁天皇宝亀十年
五月丙寅前学生阿倍仲麿在唐
而亡家口偏乏葬禮有詔勅賜
東絁一百疋白綿二十屯
思案に説くのごとくならば仲麿一度
帰朝して亦入唐の後歸朝なく年
をふる事あきらか也 古今考據日記に
見えし帰朝とはかはり 或説云聖武
の朝にも帰朝して孝謙の天平勝
宝五年に遣唐使となりて入唐せしとぞ云
一説袋草紙云 古今注 此歌は唐土にて乃歌
あるごとく帰朝せんとしけるが文
見ひとかりて住みけり 漢土にて
唐の大暦五年に卒し日本宝
亀元年に当るとぞ 七十九云
或説云唐天宝十二年遣唐使大使藤原
清河と云人と同船して仲麿帰朝の
海路にて風にあひて安南とかや
にてもとのまゝにとゞまりけり 亦

唐土へ入て仕粛宗左散騎常
侍安南都護赤北海郡開国公
うけ給はりて終る大暦五年
正月卒すと此記のことくなれは
仲麻呂 [illegible] 土佐日記
古今の説を [illegible] 書流
用ゆ

あまの原ふりさけ見れは春日なる三笠の山に出し月かも

フリハ登諸サケハ万葉式祝
詞等ニ離字放字跡字ヲ書
異国ニ遠ク字ヲ表ニ唱ル意ニ
同コトヨリサケハナレテ遠キヲミフ
リアフキテミルトミユ偏ニ万葉

古今羇旅部 [illegible]
月を見て読るとそ 此歌ハ [illegible]
仲丸か [illegible] 物ならし

弟子振仰而若月見者トモ [illegible]
ソレハソラニ見ル月故ニ [illegible]
御ニテ用ユルノミ [illegible]
元正天皇霊亀二年八月丹比 [illegible] 此歌 [illegible] 文使 [illegible]
県守ヲ遣唐使につかはさる時 [illegible]
仲丸十六才にて [illegible] の人となり [illegible]
ぬてまさしく [illegible]
[illegible] 廿八年に唐土 [illegible]
帝王につかへて [illegible]
検校をつとめ左補闕になり [illegible]
を経て孝謙天皇天平勝宝 [illegible] の国の [illegible]
四年に [illegible] 遣唐使 [illegible]
[illegible] 時 [illegible]
朝衡と [illegible] 月の [illegible]
帰らんと [illegible]
[illegible] 河にて [illegible] 時唐 [illegible]
朝詩人別の詩を [illegible]
王維秘書監晁卿帰日本国の詩 [illegible]
[illegible] 序には王維 [illegible] 仲麻呂 [illegible] 遣唐使 [illegible]
此 [illegible] 唐へ学問の [illegible]

明州の津より出て中つ国に帰らんとするうらにさかまへりもつきありしも
東海より出る月のさやかなりしを
我が国の方をかへりみて三笠の山にも
出し月かなとよみてかへりける
よりて過ぎにしことをきくしりあるせこ
暮しくの浪にて感情ありけり
なくゆることをさて帰らんと日本へ
かの国へは難波までは風よろしき
中つ国に帰りしに役を安南に
以て流されしかともの年に没して
又唐にて仕へ肅宗代宗の二帝に
仕へまつりて終に彼国にて
歿しけれはいかにもちまして風
に遇ひける時朝衡は溺死え
ありしとなせしを李白か悼める
詩にぞ載せ集にえらはれ代宗
贈潞州大都督をもて官をば補して數
はるかも揚尚書は仁明天皇
承和とぞいひしことをいつて正二
位をぞ贈らるへくそ詔詞の中に

行ふものなし大使副使判官主
典とて四人其器量にたへたる人を定めて
舟四艘にのせてはこれに是八艘
唯物の四乃船にのりて仲麻
仲麿は再び同舟して此四人乃
中にいつて学生と挙て唐也
何事このまにか居ても唐帝
仕へて唐の教を受ける人なり此国
よりゆきて彼国にいかりける其は
にわかに遣唐使の難船で
此朝ちしせぬれしまとは明州

臣有楔天平草長傳擲地之
鄭音ゆへは今のかの事也續日本
紀云我朝臣学生播名唐
国者唯大臣朝衡二人而已大
臣とは吉備公也唐書列傳
二百二十朝臣仲滿易姓名曰
朝衡云々

新唐書一百二十東夷列傳第一
百四十五聖武立改元曰白亀
開元初粟田復朝請從諸儒授經
詔四門助教趙玄黙即鴻臚寺爲
師獻大幅布為贄悉賞物貿書
以歸其副朝臣仲滿慕華不肯去
易姓名曰朝衡歴左補闕儀王友
多所該識久乃還聖武死女孝明
立改元曰天平勝宝天寶
十二載朝衡復入朝上元中擢左散
騎常侍安南都護

乃津よりは朝の舟よりかへさく
出ることになし我乃國の人なまよしは
かくまでありしとも仲麻呂相
乃時王摩詰号王維包結なりき
詩をつくりて送贈りし
ならずや餞とは語人を送るとく
今日は酒をむかへしにてあり
あ酒の席にて天の原ふりさけみれはと
よ旅月記には蒼海原をふりさけ
やとも後注ふりかつきてえるにやと注
振仰而 万葉 振離見 同 振放見 同

詠明越州朝貢
御説粟田ハ続日本紀を考ふるに
粟田朝臣真人遣唐使せしこと見えたり
其元の御の遺を見ても又法比真人縣
守也粟田朝臣真人の粟田ハ氏なり
人ハ名多治比真人縣守の多治比ハ氏
真人姓縣守ハ名なりされハ人ハ名の
真人を姓の真人に混して同人とおもや
まり給へり
同人乃なきこの時仲満日本へかへらんとて
唐にまかれて帆ばしらて新羅
海の辺をいりしにもあらし人のかへ
さま見しのて在るせり李白哭朝
衡詩ハ此時溺死しけりと思ひてつく
れるなりけり日本へもつたはりたる事なし
されハむかしは吉の流にやありけん
同録附越州朝貢使の天宝十二
載の事もかの時の事をもて朝臣
仲満の遣唐使にてつきけれハ流れもせよ
是なれて又唐へ入朝して上元中
授左散騎常侍安南都護られし
といへり
續日本紀云宝亀十年五月丙寅前
学生阿倍朝臣仲麻呂在唐而亡家
口偏乏葬礼有闕勅賜東絁一百疋
白綿三百屯
又續日本後紀云承和三年五月戊申
使附聘唐使従遣唐大使参議常嗣朝
今入唐使等常嗣等在彼身殁者
入人位記以慰冥魂其詔曰故留学
問生従二位安倍朝臣仲満大唐光
禄大夫右散騎常侍兼御史中丞北
海郡開国公贈潞州大都督朝衡可
贈正二品身渉鯨波業成麟角詞
峰聳峻学海揚漪顕位斯昇英
声已播如何不愁莫道言帰有換
天之章忘傳擲地之聲
土佐日記ニ廿日の月出にけり山の

なりけり　春日なる三笠乃山は
奈良の東なり　仲麿常に見なれし
ある所なれハ家を離れて我故
郷をもはなれ万里の外にて浪路を
西土にて月を眺めやりて今もこゝにて
奈良の京にて見し月なり
うつりみし 瑞的ハ日の本に入日影
やうにおもひ出して三笠の山にも出
月のまたはこゝも師説 此下句
唐土にて仲麿乃古の京なれハ
おもひいでゝいへり 仲麿わか見るにも
入唐して久しく長安乃都に住て
いへる和歌のことなれバ聞えさる
あらむ 月を見て唐土の山
より出るなりとハ更に故有なく
新羅の国の方を見てや思ひの方なり
この海朝乃時に浮びて此明州の
海辺より山をさして思ふ東海の月
見んとて此故國乃都なく
三笠山より出し月新羅の
る事さて見るもの也 餘情かきり
なきもの也 牡丹花云此歌にての月ハ

もろこしにて海の中より月を出るを見て……
……やもしかへの仲麿を
……人は……
……かの……の人……のはなむけ……
……このかり……
……月わかすてを……
……仲麿の……
……神代より……上中下の人……
……月のこと……
……天気……
沖説 ……
……

明石文科なりしを化個（品）にて……
え聞ける故に後の母……
こゝ新撰髄脳にも此奇古の……
多く作りていつくしく振作せ
みかさ山に出けていつか月数　（家集 新勅撰）

喜撰法師（ほうし）　或基泉（きせん）
御抄ニ系圖等無所見之、ニ依ニ末
高秀古今抄ニ喜撰橘諸兄孫
奈良麿子醍醐法師云々　千載集　可削
序　（住成説）　宇治山の僧喜撰といひ
けるおほんすべらぎのみことをのりひし時
なきにけりてや……式
……十四抄ニ光孝……
乃時勅……たまはりて和歌式
……花園……
橘姫巻　云喜撰法名字治山持密咒

或云順和名抄云喜撰　保宇
志万良比止乃都加佐
徒然草　惟継中納言ハ詞ニ秀
ナケレハ今ヨリホウシトコソモウサメ
古今ノ序ニ喜撰ヲ詠姫式　基泉
元亨ノ釈書竊仙昔ハ名字ヲ
サマくニカハル例アリ
四式ハ中下世ノ偽作ナリ中ニ
濱成式ハ其ノ筆用ルニタメアサレ
其少シフルリニエ

食草薬得仙道ニ
元亨釈書ニ窺仙といふて此趣あり
同人也
長明無名抄ニ喜撰か跡ハ御室戸
の奥ニ廿余町斗山中へ入て
宇治山の喜撰か住ける跡あり
家ハなけれと堂の石すゑなと
さたかにあり是ら必尋て見
事也　今号喜撰窟

わか庵ハ都のたつみしかそすむ世をうち山と人ハいふなり

古今雑下　題しらす　喜撰法師

しかノ反サ也如是ト云心也

万葉集巻一　然之毛将有登
一云如是毛安良無等

応神紀曰大国樔者其上
自京東南之隔山而居于吉
野河上云云　五畿七道皆都ヲ
モトニシテ方角ヲ定ルト也

万葉ニ然而トカキテサテトヨメ
リサハカクトイフニカヨフ也
六帖家いつくそ都をはなれて
いまなりしそひろき山の峯も
しかそすむ

新拾遺雑中　法眼証空
我住ハしかれハ山城の宇治の
わかいほりしそ住うき

宇治山の方角なとをいへる歌にや
されともこの歌の心ハ師説にもあらす
偖このうた師説にハ任せたる心を
なりけれハ我家ハ住なれたる
山にいへりけれハ家ニ喜撰世をうちて
うち山の奥ニ入たりけれハ
やもめくして住る家も世をうき山
か人ハいへとも喜撰ハ志る住
ぬことなりの事をふよへる家ハ
うきよと云也　離れ身はをきかれ
ひやうとくやたし人くの喜撰ある也

橘宗良麿子をもつて説ハ時代に
考さる謬とし奈國よ云羽えといへ
正説也十訓抄ニ光孝天皇の
勅にうつさほりてわか紙
御うつさく日本紀并千應神紀
曰文國樔者其土自京東南
之隔而居于吉野河上也やう
しき文章なとふかくうたへし
斉は是にゆきて後の人發乃
南しも發乃いねかてもしよそう
こそとかりて文字七五七音歌
ひかりしてなきらまとしも
そてもしかやうを住し万葉并
十に發布やきを詠てやさしかり
やきいとかくとりつかゆるへなし
我々はやうて発のうつさの方遠
かなれと由は併哥は静に
作始わりせはかにてさ名をすて
人のこえてむ仰よ布といへるは是
をわりいま帖しわさつてい歌
こそうてしいとふりしてはゆきすとの

うや古くこ常とて治山の絶え攫ハ
現のおもめしく姫御手として生らう
乃こく宗祇ニ此まての白人へいへま
世をうつけいふ人をいなひりりし讃る
ここに姫かさりしいめりてねさきや也
晴て乃月の暁のこと一つ長乃空の
さへきるまりきとをへきまりて沙物ニ
此宮の下の私て我養ハ王舎城
觀んのうさて御説王舎城として
法華経ニ序品とよりして國王
乃都かりけ其は宮ら美史やし

沙もうへなくにはかいらなる
わのかのよこえてわすれしゆく
ちりけりこてとお部と云へ
ねくしせみやうてはこは空きひ
よそてよゆえんかりや

御説 斉のことハつ何からハ都のたつ
こなりなまもかまりて住みよの
中の人ハ世乃うるて御さかし人け
とゆりしそうらハこゝりうらうさを
きしまて佛にてせの人の心の遠
いるはいへのこゝえかてしてしては
如是住しうるや也

やもし此王舎城に旗ゆりしよのは
いつるとりても王舎城と名つそく
甚名ハかりとまでへて火羅は造
無しとのや此王舎城にいれて觀念
小縁ある時うか此身の即舎にて中に
心王すれいるや也是は天台の王即
ゆ王舎即五蘊と又しやへて五
蘊とハ色受想行識なりきの
文ハはひかまそく死生の形とするそく
何をもて作るとしもや也赤文句に
過去の心王造る現在五蘊舎をと是ハ

是まして清浄なりし心なりしものハ
三国源よりして此世ハなくもよき
身ならまして清浄なりしこきの
心つきぬれハ此世ハなくもとなる様
なりしを故浄名経ニ曰若其心浄
即仏土浄となりし此かの心もと云様
このきの清浄のあかりにてあるおもむき
五濁今なり迄ハ旅の墨乃菴と花
様の心をよしとして浄く浄ミ王舎城也
過去未浄の心なりける也ハ此山
も世ハなくもかつてこと如下しの心也

姓氏録大徳小野妹子家于近江国滋賀郡小野村因以為氏云々

拾芥抄小町ハ出羽郡司の女と云々されとも此事説様なし

古今に小野貞樹とよミかハせる歌あれハ同し氏なれハ親族成へし
住所ハ近明と石上寺にて
よミかハせる歌あり僧正といへる
事ハ遍昭といふ親類のやう
出家のちなへしうねりとは
なるの文にてきのもとに侍る
事あれハ庵あるといふ様は
なりてハいふことなといひける
やといへるもよしとあれハそハ
此様の事成ゆへし

小野小町

古今目録　並　拾芥抄ニ出羽郡司女 仮名序郡司
仁明時承和之比人也云々
親房古今抄出羽云
御抄ニ或説云出羽
郡司小野良実女亦常澄女之先
院御説當澄女云々
郡司とは国司の字分様同ハなき
ことく大国ニも郡ニ大領小領主
張主典とてかゝる郡司あり也
袖中抄ニ数十通至京して好色之 江次第ニ付人加筆ニ有
我しも四方国死去故屍在八十島有

小町髑髏上の句 秋風の吹くにつけてもあなめあなめ 下の句 をのとは
いはじ薄生けり云々

又 宗雅說曰
袋草江記無明抄なとにハ業平
小町の髑髏をみつけてよまれたる乃
下句をつけたるよし侍れと範兼
乃童蒙抄清輔乃袋草子なとにハ
此人とはなくて業平とハいはさりし
親房卿ハ實方とおもはれしかへり
然れとも一決しかたき事なれと
小町ハ業平とは同時乃人なれハ陸
奥まてくたりけるにや時ハ小町死去
の後にこそ能古今注撰 無名物語
等に明也 童蒙抄袋草子說に見え
徒然草ニ小野小町がことはきはめて定
かならず衰へたるさまは玉造と
いふ文に見えたり此文清行か
書けりといふ說あれど高野大師の御
作の目録に入れり 大師ハ承和
の初めにかくれたまへり 小町か
盛りなる事はその後の事にや猶おぼ
つかなし
若案作者部類ニ載人ニ玉造小町
此人ニ云玉造とハいへる善清

羽の郡司は篁の孫は實平定義の
此人小町のさかりは仁明文徳の比
遍昭業平安（倍）清行小野陽成院の
時康秀なりしと前よりかはやしま
古今清撰伊勢物語大和物語に
かゝる時代おほくしるし當る大師の
作者くは大師入定承和二年
仁明天皇二月廿一日なれは時代
不審なり 小野小町 五位小町
別人と見ゆし 相模女字文屋妻
古今序云小野小町は古の衣通姫の
流なりあはれなるやうにてつよからず
いはゞよきをうなのなやめる所あるに
似たりつよからぬは女のうたなれはなるへし
らうたきは此歌にし
絶妙云六人の中にも小町雑なるは之
つよからぬは女のうたなれはなるへしと云へり
花とつる身やの才世を嫌ふ故の歌也
古今春下題しらす 家集
花の色のうつるにてなくものゝことゝ心得へし
花の色はうつるとはありて身のうへはいふ
空しく我を云詞也なかめをなかめせし

花の色はうつりにけりないたづらに
我身よにふるなかめせしまに
うつりにけりなうつりにけるやかな
うつりにけりな推量の詞也
花は深くしていへる詞也花
さかはにも心をもかけし訓てなく
さすかにおもひをもせし中なかめ
ものはきもえなる也といふつま
物思ひなかめせし所なるに

なよびかなるものの[illegible]はやう[illegible]
[illegible]けくもし[illegible]
其人[illegible]ますて世[illegible]
[illegible]郎も[illegible]家[illegible]
[illegible]
をいへり
古今文[illegible]姉家[illegible]の郡[illegible]
小町[illegible]ことをいへる
[illegible]小町の[illegible]
れたり
小町は[illegible]
國の郡司 女姉妹[illegible]の
容貌[illegible]
数[illegible]
八[illegible]
者更科秋字[illegible]見世武
[illegible]辭[illegible]

[illegible]
沙彌[illegible]表裏乃説[illegible]表
はいにしへの[illegible]花[illegible]
ん[illegible]
出[illegible]て
す[illegible]つ[illegible]に花の[illegible]
うつりにけりな[illegible]也 衣通[illegible]裏説
は[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]衣通[illegible]小町

[illegible]辭[illegible]の辭也

御説[illegible]

[illegible]世[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]事[illegible]
衣通[illegible]
[illegible]師説[illegible]
雨乃[illegible]也[illegible]
つ[illegible]説不[illegible]
春[illegible]
人の[illegible]
[illegible]

清正集云あつかりて琴ならしとひきてけるに夜更て月も入ぬうちの人々もみなねむりたるに琴ひきやみて出しけるに山のはに入とかいける月をみれはさしいてたるもあはれなり
いつれの関のまへに来てみれは
さゝへの浦のものやおもひみたれん
此浦の道は清正かうちにて蟬
丸の故事なとを思ひ出て関路
にすみ給ひしを偏ひきたる歟
是より後は宗貞の和

我身世にふる歴めとれし
後拾遺 静仁親王

蟬丸 姓氏不詳
沙抄に仁明の時の道人也常に不
剃髪せ人前をみらし仙人といへり
云々 東斎随筆に 一条禅閣作 敦實
親王雑色也 云云 世明抄に云延喜
小関の明神とハ昔の蟬丸の
かの门にすみ給ひしをまつりて
ところに神とあかめ給ふなる下

琴の説や わらわれハ又かな
らすならふたにはしゆく我か物ハ
何ゆふゆきてさるもしらねと
又昔ハへんれ物の関と名付しハ
とせけ物とそ解しよみくし
河もつかもとろもしらぬと
なまつて又おりてをことは
をはじめらハ物いへる古抄
に 會者定離のならひと云
長句を結句にのせ尾にす
遠都やり

延喜王ト武内宿祢ノ両軍
此山ニアヒテ戦ヨリ逢坂ト名
ツケシヨシ神功紀ニ見タリ
難関ハ都ヨリ出テ逢坂江路ニ出ル
所ノ関ナリ コヽヨリ越テ東海
北陸ノ諸道ヘ行ニモ此ノ往
来シケキ所ナリ

今も立ちさうゑもりにふきこは昔深
草乃帝の御使 ゐくく和琴を
さかの良岑乃宗貞とて
かのひかん所の事ゆゑて結ひ
ゆふのひくいみしくこそ侍れとて
其時延喜の蟬丸七百日まて琵
琶ひきゆふの逢路乃風ゆくゆく
とも忍ひくしめてこそ博雅の三位
のまゝ流泉啄木の曲をつたへり
敦實乃みこの御子の道に遊て
かへり蟬丸の琵琶ハ是ひきゆゑとそ

洋しけるなるをしりしてに云盲月

乃琵琶引事は好まじ或説云

博雅依為法師聞琵琶以之請 請瞬之

昔蒙此抄云光院此説蝉丸源

世人云盲目と云ハ琵琶をよく弾

其中も有坂乃関ちかき辺の人

なりとて云云盲目にはありぬ人ふ事ゑて

有とて此盲目に博雅の琵琶 天一居猟人之

をきありて事は宮路於逢坂に博雅

乃之従と云ける人は未情しへり

目つふれあるは清却の世よ思しけ

なりとしり琵琶はかたひけるひとなり

此説は蝉丸しくかへしてこそや

長明海道記云蝉丸ハ延喜第四

宮也故に此関の明神は四宮川原

とも申云云此抄云延喜乃皇子也

以なかり甚しう云云古今よ此人の哥

いまてり延喜乃第ハ十之歳中く

帰位ハ当延喜五年の頃ハ廿二

歳中くかりしや然是ありくしの新く

君集古今にせの中ハいづくかさして

関乃あ下やりかさるとめ思ねん

坂乃ゆふくしの風情も此所をよく蝉
丸乃よみたまひし古今にまた名所歌ハ
さし坂探る也ハ相者歌いふらむとて
よしし作者ハ蝉丸といふ文字ハ逢坂
ともに関乃宮といふ也延喜帝の
事なるよし小町か歌集に御子
しらぬかへる浦とも見えて淺猶くハ
今按するにハ此さすけ乃実の山風や
ゆきゝ行きて坂の相よりもしと御ハ注
是言へる坂乃手紙のことの歌讀
ゆへ也まさしくハその御乃ゆ河乃

是やこの行も帰るもわかれてはしるもしらぬもあふ坂乃関（これ後撰集雑一）

万葉集一 此也是能倭 にしてハ我恋る紀路にありと いふ名に負勢能山

同巻十五 許礼也己能名 おふなるとのうつしほにかりけるく

今昔物語四本云 宇多天皇乃 皇子式部卿敦実親王の雑色なりける 蝉丸と云者ハ会坂に住けるに 管絃雅ニ極ハ年来かしこて琵 琶の秘曲ハ好ける 此蝉丸を 十三の基蘆耕上二三年ノ後久六

きこしめされ仁明天皇の御子
しらん由
後撰雑一 逢坂の関に庵室を
作りて住侍りけるに行かふ人を見て
ゆくもこのへるも行見つゝはしり此弁
基性法師集ハ寄る者の名なり
逢坂関ハ近江也 近江物名 西ハ
語容法来のさ海をさし 師説在坂の
故名乃かりまへ見よと見るや也文字

ナルヲ村上ノ勅撰ニ蟬丸トノミハ
書ヘカラス古ヘノ集ニハ只坂ノ
麓ノ関ニテト詞書ニ蟬丸ト云ヘ
諸ニアリトス

これや此ゆくもかへるも今は往しと云ここをや
此関をも来てわかれ行は又ぬしやるかきて
とも其ゆく人も帰る人もと宴すなく
ゆきかひなく別をもかくは文字をき
へとくる人の関にとてもとはすむき
積るうきも世は物に下るは会者（ゑしや）
定離（じやうり）のふかり知るも知らぬも同よう
流転の今に師説云をはくさきの
業因（ごういん）にて其果は引て此世此
生を又来世の因になりてく文字
来をもせひうけて生かりは死ぬは

御説幸にしては名乗るへくの
名をわらは離々の名の名をは
ゆかりなし道人ておりますも
知らぬの名は路の心ほりしまや
又路の名もいやしきの
ならは知るの名の名もひ
侍ることや

家説のことひもも家にかう
聞しはとて知くさるの心
時ひもつんとてひもいか
さまの説は云ひは定離
ひ生会滅無ともいひ文
ことを則も生死出離に道
輪廻ることものものいとうるさ
あてける都和のかた

またる次生死輪廻とも流転とも云
生死出離とも云間は地獄餓鬼
畜生人天の道にて輪廻するとして此関坂の
往還あるきに下るを為にて左は輪也
しかし死別をし生れたまふる理なりん
わか観念せし事也とも工夫しく
成侍る〳〵

文徳実録第四云仁寿二年十二月癸未参議左大弁従三位小野朝臣篁薨篁参議正四位下大宰大弐守長子也云々続日本後紀第七云承和五年十二月己亥云々是日勅曰小野篁内含綸旨出使外境而称病故不遂国命准拠律條可処絞刑宜降死罪一等処之遠流配流隠岐国　下略

続日本後紀承和五年云々遂懐幽憤作西道謡以刺遣唐之使云々

遣唐使ノ船漂廻セシハ承

参議篁

号小野篁　朗詠　野相公
古今真名序云風流如野宰相云々

小野姓紹運録云敏達天皇四代孫毛人臣云々　是始也

御抄云敏達天皇六代孫陸奥守従五位下永見孫参議従四位下（文徳実録正四位下云々）岑守子也云々一禅（岑守の長）御説云承和十四年正月十二日任参議文徳仁寿二年十二月廿二日卒云々（五十四歳）

河海抄云西三条林院白毫院南有小野篁墓云々　御抄云

和四年七月也篁流罪赦ハ同七年二月より其間二ケ年アヒテ配流ハ二人之事アリ参進ハ続日本後紀ニ占如此文徳実録ニハ年月ナレ違アリ

今昔物語ニ云今ハ昔小野篁ト云人ハ……

篁破軍星之化身也云々　系譜云岑守行求聞持卿敬白星化於壇上成童子走去岑守追于竹林而抱之乃号篁云々元亨釈書云釈満米居和州金剛山（俗号矢田寺）若臣野議議篁展子禮篁文不測人也身列朝班而遊琰宮云々　東山六道篁冥途ノ通ヒ路也……又右大臣藤原ニ身ハとりて……本朝文粋

わか気京ハ大陸乃菊く

そくの子ハ海上をしけ事紀よ
海ぞ傳挽しりハ文日本紀吉
事記万葉集に綿の字ハ
用ゐる海の白くえの綿のやう
なれとや見やハ海ハ五くの
海をいふ隠岐の國まその海様
かりまて見ハいくつの海くその
也ぞり学云し昨つ舟らち
なれるまハ海く方和ハ
ハ波ひろく表なりとハ又
万まそ十平此死生也へつのけまし
陽人の説也 石陽國迷ふ
きうれとそ文にてハ兵海也

かの学師説関東乃足利学校と
習ふのとりをてもまた学生を教へ
かへし文選仙崖ハ菅乃訓点を云て
にこたへおあかる人はは浪華よりなれをはりの
吉今四韻孫蓄謀落せりしかとおきものなり
かねにのりてはいふ事りかくて京に教
人のりとしつつかりれるなく
まう懐を平和吉年十二月より貿（武玄文徳実録并四に菅現流の見を乃ち七年よ四月有詔特徴 八年秋八月猿本信之く）
語法の関へかりし浮の内ありきとき
泥物さいそ和也年正月に遣唐使
そうもありうて四船派なりかうれる

其のゆかん きすおかねとハ今
雅称のうちより知るとハよ
かつてに舟ろうしつるを以よ
まさとおもひおもひより人によりは露を
油也なりの使をのハハ海岸
ろそふてえなのまゝなれを
かきのつらをとてこていへし
源物語にみつあかめかや
こしも鬼神のことをかへと
らわらんさよ儒なるに
もしとて揚舟をつけるに
業していて新もていふ吉人も
ともりけいは揚舟よしといひて
いへうとに云つたりしに
称まいつつらかなかりき也
げくの京 わか字吉事記万
葉延喜式等假字借字
濁音ヲ用ス綿字ハ借字
也 日本紀ニ出ハマエルト云
海ニハワタルトニリ越国ハ

習病りけれとて進発せたまはずとなど
かかるを十二月勅りて乃ちおはしく望
内く論旨ぞ合へく外境にて使を発れ
ぞおもて二帰て保りて国余ぞしなかれ
かかる律乃法まとりかく死罪一等
ぞ降りてを流りぞ不やめりへ
として隠岐の国へ死に流せらるる此趣と
ものつ并二の船乃かうをひ也并二の
舟ぞ并つ手ありけく大使是より
のりせ一乃舟ぞ并二ありり移りて
副使管字おもおもはりぬく

殊ニ山坂アルニヘニ趣ト云海
ハ舟ニテワタルニヘニワタメト云カ
ヲ為ニ渡ス津ノ方便ノ海ナト
ナリ原ハ廣キナルヲ云天雲
野原ナトニ同シ

続日本後紀曰承和七年
二月召流人小野篁入京
被黄衣以拜謝ス同八年
叙本位同十四年正月従四位
下小野篁為参議

文徳実録仁寿二年十
月篁家授従三位

下学集云小野篁嵯峨帝
時人官至参議峯守息
也昴破軍星化身故輙往
還於冥府歟

然るに病と称して乗らずしてつみに
幽憤せしまゝて西道謡といふ物を
作りて遣唐使の事をそしる其詞
おほく忌諱の詞を嵯峨の上皇御
覧じて大にいかりましまして流罪に
行はる承和七年四月に召還され
六月に京に入ると或説に云大使藤原
常嗣副使篁小舟をさしかへ
勅命にもかゝはらずさらにその常嗣
舟損して篁の舟と常嗣の舟とを奪
ひとりしかつしは之文字をつけ

是なりしよし
或書是は積の説に同じ
又や書に若くと書さる札にそむ
篁サカナリハヨケンと読みしは嵯峨の
上皇をさしおきて篁の不為
いりけりて罪せられし事
治格堂作りて流罪の御定を
作る此古今和歌集に人には知らせ
人ひとりぬべし
わたの原とは海原（ワタノハラ）也見渡す海の
思ひやるべし八十嶋とは数多き沖の

鴻しをともしハ十八におよひて人にとり
八重霞ハ百薬をもしとして八ハ数／＼の
歎き神仏をこふにハ沙弥とも何れも
乃東にそかくも哉のよもや大かた
の人ふる海路の御あはれもかひ
かきもせかつよ何ともなくて宣
に流人と成くらてあはれ清談
をもきこしへんしきあさむの鴻
清はすまゐくつかしぬ此国のさうひは
はかなきのせ皆の御はらにもはかなの
世にきこ河の思ひ乃切なる事とも

知人のはつきへはかりきはさ略の
羅ひ数多あまたの人と何しての
いひかしし只なきにかなる物も
福無けりとも何にて人のはれ
愛の情り婦に文やかりけりへ
しかきとつり無なり人の音を
へたる感ゆいさて師範はさ文句
あわれ哀にて気の流れ
れ時々婦に落ししもおもひまゝ
世のかたさや何のゆくよろ
人にんはいるれも清さて文字ける

かりけれとこゝろはみえ侍也
明してて仏よりも濁世に出て難り
秘ひてみたるところ世にしられ侍り
かしらおろして僧と人ともなりて
さしも歌よみの勅勘の身たりしは
難ありて都をはなちて
此など隠して猶身をかりて
言の葉にも深くて 万葉には僧正遍昭中将
これまでの
歌はこゝろことに
つゝも

嘉祥二年渤海国使入覲ノ使ニ宗貞ヲ差サレシ事国史ニアリ容儀アル人ト見エタリ
嘉祥三年出家元慶三年十月為権僧正仁和元年九月為僧正 検案四谷記
寛平二年正月十九日丁未
左大臣〔融公〕奏曰花山〔元慶寺〕
僧正昨夜入滅云々

僧正遍昭 俗名良峯宗貞 号花山僧正 視中院僧正
御抄云 桓武天皇孫正三位大納言良岑安世子也云々 良岑姓ハ延暦
廿一年賜良岑朝臣姓云々 栄雅
親安世ハ桓武乃子也去るよし閑院
左大臣の女
宗貞ハ仁明乃御時左近少将蔵人
頭にうつりて五位少将蔵人頭云々 大和物語云
良少将云々
出家の事大和物語に〔仁明〕帝
かなしくおもひて
此帝御葬の夜

ことなんはるかに侍つりける中にさ
東より此頃より招きもなり
又これは御持の法師なりとて聖寳
しかれとも恨みて世間世界をも
なりにけりとなん　遍昭ハ元亨釈
書云嘉祥三年三月上崩（仁明）不堪
哀慕登叡山落髪於慈恵之
室学亘台密元慶三年為僧正
仁和帝重昭徳望二年賜封百戸
又為元慶寺坐主寛平二年正月
十九日化六十　大和物語勘物云元慶

三年権僧正仁和元年僧正二年
輦車十二月八日於仁寿殿賜賀云々
男は宗貞遍昭といひし人也
古今良岑の安世の子也仕り文徳
山任僧正例遍昭始也元慶寺ハ
花山と云寺也

あまつ風雲のかよひちふきとちよをとめのすかたしはしとゝめん

古今雑上五節の舞姫をみて
よめる

五節左氏伝先王之楽所以節百事也故有五節云々注五声之節也云々一楽ニ五節アル故ニ云皇朝ニハ一楽ノ名トナレリ続日本紀天平十五年五月癸卯宴群臣於内裏皇太子親舞

五節舞ハ十一月中の丑の日より
四日の間内裏にて儀式ある事也

五節ニ丑ノ日ヨリ続日ニ丁キ五節ノ事
朝文粋ニ三善清行意見
封事十二ヶ条ノ中ニ一説ナリ丑日ヨリ
辰日ニ至ル事ハ儀式ニ見タリ五巻
ニ委シ

乙女 乃字ヲ乙女ト書クハ誤也 此ニ依テ乙ト云ヲ女ト云
見タル書ニ見タリ 女ト書ニ乙女ノ意ノ字ニ作テ書ク事
善哉訓也 依ニ乙女ト書ニハ龍
乙ノ字ハ音ニアツモ 和名抄山城
国乙訓郡ノ假名於止久迩
甲乙ヲ兄弟ノ義ニ取テ音ニアラス
弟ノ訓ヲ取ト云氏弟ノ
假名ナルトナス謂ヲ以テ知レス

後撰集ニ ふくや と云ハヨリ
をとめごかすかりける事もある
人もあれおぼせり

菅相公 三善清行 異見云擇良家
女未嫁者置為五節妓 云々 雲図
抄云五節 丑日帳臺試 於常寧
殿有儀式 寅日淵酔 宴 御前試
於殿上有儀式 卯日童女御覧 於殿上
有儀式 辰日節會 上云 此辰乃日
舞姫乃正月ハ是ぞ豊明節會ト
云ふ 此江次第雲図云ニ根源ナリ
其五節の説は様々なり
天津風 空吹風なり
雲乃かよひぢとは 女ハ天女ヲ云也

うつほ物語 舞姫 あつかる
かうりこれハ いかなる事なる
をとこ見ましし あなたりん

あまつかぜのかよふとも
とりつぐ家も多けれど
よからぬ絶えうせにけり
おとめこの家も宮なれ
えりすぐりていはゆる
かくの家いかなりと
あまん

けうとしともなどし 舞姫は全体
天人のやうなりといひつたへし故に其
をとめ未通女 是はをとめのこと
なりとていふ 常の天乙
女のこころえる説は 師説との
をとめ姿をのこす 姿なるよしなる
ゆゑ しばしととめたしともいふ
風情のよし也 をとめ
うちの井家乃古今説
雲のかよひぢ 天津風 吹とぢよ
あれをとどめ見んと 思ふ心なり

志のしかあるとも哥はよしとて之師云素
様ハ書たるやうの心はあらさるなり
よりてかくいへる也古今序ニ僧正遍
昭ハ歌のさまはえたれともまことすく
なしといへり家礎ニ而実なしと
いへるも詞のやさしき事ヲ云歟
上皇 後鳥羽院也 定家卿もいはれける人乃
事を撰れたる遍照是ハ
誉のよしもおほせ其時沙汰のせられ
しかれはこそ師も定家ハなき
歟としは侍らぬ[illegible]

九暦云天暦三年九月廿九日陽成上皇崩 春秋八十二
御位ニアリサセ玉ヒテ二条院
武陽成院ニ住セ玉フ故ヘ
號ス 神ニヲハシテ八十八陽成
太上天皇陽成上皇陽成
帝陽成院ヲ若干ト事記
書タリコヽニモ陽成天皇
ト奉ルヘキカ 御諡号ヲ某
院ト申ハ六十二代吟[illegible]
院ヨリ始レリ

日本紀略云延喜三年十四
月二日入道三品綏子内親王
薨 光孝第二皇女也 釣殿

五十七代
陽成院 諱貞明 在位八年

御製 後撰集

清和天皇第一皇子母皇太后
高子号二条后中納言長良卿女也
貞観十年十二月十六日降誕元
慶元年正月三日即位八年二月
八日譲位天暦三年九月廿一日出家
於九月崩 八十二歳 御物ニ出位[illegible]
也[illegible]二条院[illegible]故
母号二条院云々

つくはねのみねより落つるみなの川こひそつもりて淵となりぬる

光孝ノ御在所ハ六條北東ニ
洞院東ニ

釣殿院ハ光孝天皇御所の名ニハ條の北東洞院の東にありける。是は綏子内親王にわたりけるにや。福殿のことに申すなし。万葉第十四東歌[illegible]

釣殿にはかりのみこに
つかうまつりけるに云

はかりのみこと紹運録ニ光孝天皇第一
皇女綏子内親王母女御班子仲野親王
女号釣殿宮配陽成院ニ云

筑波根峯乃川常陸国の名
所也此歌もみなの川の事を標(云)
かくいへる筑波山より出たる水の下に
みなもと川となりて一滴
流て末に河となれるの心は
恋のつもりて淵となりぬる深さ

家語云文江始出於岷山其源可以濫觴及其至江津不舫舟不避風則不可以渉
[illegible]

御説門證[illegible]

おもひはわかりけむ水の流の
すゑ淵となるにいへり
山谷詩岷江初濫觴入楚則無
底と云。師説ニ筆[illegible]
事のひてつもりて淵と
なるといふ心のかぎりなき
なりし。つつの気妙の心也

河原左大臣 源融公 号河原左大臣

嵯峨天皇第十二源氏母正四位下
大原ノ全子 きこ 云云
源姓ハ嵯峨天皇弘仁五年皇子源信以下
此皇子ニ源の姓を賜ふ是始也
以抄云弘仁十三年生淳和天皇為
子貞観十四年八月廿四日任左大臣
寛平二年奏政事定家說寛平
七年八月廿五日薨七十三云々於六條河
原院摸塩竈浦亦栖霞観大臣之
山荘也云々 栖霞観在嵯峨号栖霞寺

花鳥餘情ニ融公の別業宇治
にありける陽成院にまいり
かくて宇治の院を後ニ宇治
関白頼通永承七年に平等
院とす

みちのくのしのふもちすり誰ゆへにみたれそめにし我ならなくに

古今恋四題しらず
しのふもちすりハ陸奥の
信夫郡よりいたす摺衣也
[illegible]童蒙抄
云もちすりハ陸奥ノ信夫郡

信夫ハ陸奥郡名也ヘカヒコヨリ
昔摺衣ヲ出スヲシノフスリト云
モチスリハ戻摺シ綾ヲワクタテ
ヨコトナクモチリテスレル故ノ名
ナリ

此哥古今恋四紀のせ[illegible]
信の乱るゝ心をしのふもちすりに
たとへてみたれそめにしと云ニ次て
誰ゆへにみたれそめたる人アリ
とも君ニコソ思ヒキコシ君ヲコソ思キテ
外ニハ心ヲウツサン思ハ我ニハ
アラヌニ人ハサモヲモワンカト也
人ハ伊勢物語ニハしのぶもちずり
みちのくに上の句ハ同段
下の句ハ又ノニモ在リ
ホウ又下ノ二ハ[illegible]
[illegible]

我ニハアラヌニト云上意ナリ此
古語ニ是言ハ清濁通
例等アリ

陸奥ニ信夫郡アリ又ハ信夫ノ君ト同辞
トセリ イツノカニフルト雨ニト云
陸國ノ中ニハ思ヒスヤト云ヤウナル
信夫郡ヨリ摺布ヲ調セシト
云ハ陸奥ノ說也昔ハ黒
ヨリ調布ヲ出シメシトモ
摺布ヲ青ニセシナレ摺ハ家
ニミテアスラヘシムルヿレ上古ヒハ
スヘテ衣ニアヤナスニハ黄土

藍垣衣月草葵ニテ摺
シノフトナリスリツケタルナルヘシ
中比ヨリ板ニサシテノ形ヲ
彫リ色ヲキドコシ絹布ニツ
引カサテ其ノ上ヨリ又木ニテ
摺ハ其色甚形ノ方ニ見ル之
皆悪集白キ物ヲ青キ也
レナスリテト云詞書ニテ
見ルヘシテスルナリ山リホ
ヨオリタノ摺ツル草ハ見ヘナ
ラ子ハ其色ニツキテ見ヘル
ニヤ又宗武ニ小松スリ小草
スリト云アリ後撰集ニ山
ゐのかり衣ともいへり一年ニ
たとへ山スリトモアリ遠山ノ形
ヲウスレトウツホ物語中ニモ
アレハ物ノ形ニテモ色ニテモ
若紫ナルヘシ 春日野ノ若
紫ノスリ衣トヨメルモ紫ノ色
ニテ忍草ノ形ヲスレル也ナル
ヘシ

摺出せる摺たるものちくさへもてこそし
てふかしくもそれかり 袖中抄ニ在ナリ同し
堂雅説 信友邦大坂右衛門
ここ西軍のかけしく度(モチ)乃やうなる紋
ある筆てれ藍すくもてまる布を
もとしも首まかりゝるて紋
天皇乃時なりしし 云 紫摺也
思草の紋よつまさに摺しさまに
なしろくしゝ義には紫くく
あやうる詞に寄心を 環翠紹説 准
摺へしこと思ひて出る物ま

まちてうハ松草をもやてア
サニテスリモトロカレタル水干
ハカニトモシタルニテ思ヘハスリ付
ルニヘハサシカニモアラテ衣乱
レテウツルユヘニ云ナルヘシ
思草ハ和名抄垣衣 之乃布 久佐
ト云ヘリ芸口ハ水衣尼イヘハ綿地
ナトニ生ズルヲ以テ又シノフト
ナルヘシ白氏文集廣山高
吟ニ垣有衣今苔有松
ト又松トアル歌トモ今作ニ云
草ハ山中ニノミアリ清少納言
ニくちくゝもの はしては
とくゝのとりしもとは古今ハ其ミカ

あさしをそれとしゆへこそみまれ也
まとこいもまし 此抄説所同ニ 師ニこと
れそかにしとハ忍ひを見てとりかち
しうやかくたまいもとひをまとこえまと
若しかくもいみさろしもてもや
つくる奥の忍くとちもさり

そとりのとりしハ古今ハ物カニ見知タルヘシ松ノ葉一フサニシタル如キ物必摺ナル
物サヒトニ生ルアリ思ヒラリハヒレテラン又宣草ト同物ト云大和物語ニアレ尼石上ニ宣草
ハ云忍草トヨコ和名ニモ草部ニ入松草子ニモ宣草ノ花咲タルヨシセタリ作者
物語ニモ有ヲラ思ヒノサトヤテ出モシタルハ別物ナリサトカヘヘテ云ナルナリ
古今ノ本ノ歌ニハ思草ニ忍ヒテ もちすりいせ物語ノ女ニあのたのもとの衣との子の説よて
よまれるにものちをかくいふの此家にいふよりもそのきよくらのるのかへせるより

身て古今に名大にかゝはりある人のいひを注して[illegible]古今の序にいふを[illegible]
信夫は陸奥の郡の名なり[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

東鏡云陸奥[illegible]
[illegible]

五十八代

光孝天皇 諱時康 号小松帝 治三年

御製古今集

仁明天皇第三皇子母贈皇太后宮藤原沢子贈太政大臣総継女天長七年降誕承和二年元服十六歳 十五年常陸太守嘉祥二年中務卿貞観六年上野大守 十八年式部卿元慶六年一品太宰帥八年二月四日受禅五十五 神皇正統紀云陽成をつみけしまし時昭宣公諸皇子の御相(アウ)し[illegible]

三代實録云天皇少而聰明好讀經史容止閑雅謙恭和潤慈仁寛曠親愛九族性多風流尤長人事云々

治世四年而仁和三年八月崩 年五十八 同九月葬山城国葛野郡後田邑陵 一云小松山陵 諸陵式云田邑御立屋里小松原云々

されは此天皇一品式部卿の尊常
陸大守にてわたらせ給ひし御年闌にて
小松亭にましましけるに人主の器
量勝れましましけれは御位
継へく迎申されけるとそ
御抄云此帝年久しく位にましまさ
ぬへけれとも文徳のみことも歴く位に
しに清和乃御治世もまたく
陽成乃御事はしはなくして文
徳の末相つゝきて陽徳ハ御徳
為… 江注云

小松帝の時仁和二年八月武徳
殿有鬼食人是則大怪也同廿
六日帝崩是其徴也とそ

君かため春の野に出てわかなつむわか衣手に雪はふりつゝ

わか菜ツムト云ハ若菜ヲ摘フト云事ナリ春
ニ至レハ若菜ヲ摘テ
春の野ニ出テわかなつみたまふこと
只ハ若菜ヲツミテ人ニ給ヒシ事ヲ
祝ノ心モシノフカラ也

大和物語 君かためにわか菜つみて
わかなつむ野の雪もきえて
ほとをへてわかなつむ

古今春上仁和帝みこにおはしまし
ける時人にわかな給ひける御
哥とあり
仁和は光孝の年号なりみこにおはし
ましける時とは親王の時也
わかなは
君はたゝ我の御事也
まて給ふ人にわかな
ハ上下通ヘテ君トヨメリ君ト
ハ正天皇ヲ尊シ給フ

サレテ君トヨマセタマヒ松双
又ニ定子中宮ノ清少納言ヲサ
シテ君トヨミタマヘル類猶多
アリ

されはこそ人は万病邪氣を除くとて
ことよりて七種の菜の義をは供する
賀の事に拠りて用ひはへるへし
若菜も亦細流々賀たる時の菜を
用る事は常のことゝ 君のしか
しかり此例也これを[illegible]
菜かは菜雑説にて其のゆかりまゝは
かの家をしりて[illegible]乃伴[illegible]
其のうへかの菜つみ心さし いさ
しかれとも此松は其乃[illegible]
又その松を根とも[illegible]波陰[illegible]

此の雪ふりにけらしな此の菜を
つむをかし親王は御かたち
也称菜ちりて人は此情歌の[illegible]
後也此智をもて心体の徳にして君の
先ととりて上一人より下万民に
至る菜をつみ志のほかは思ふ事
形を見てかりとも是をもしてこれ逸
かゝしして此侶をつかさとる定家
のふかりけるもとは藤原はかりは
かしこく此こゝろは家の名を
入のへけるとそ

中納言行平 姓在原 仍号在納言

仁明天皇御時正六位上ヨリ
立テ陽成天皇元慶六年
任中納言正三位ニ至ル寛平
五年薨 此七十九六代ニ仕経
済才アリ且好学風流ノ聞エ
アリ
文徳實録第七云斉衡二年
春正月壬午朔丙午従四位下
在原朝臣行平為因幡守
三ト
和名集因幡国法美郡
稲羽 以奈波
六帖ニ此歌ヲ国ノ歌ニ入タルハ
国ト山ト名ヲ同クスルユヘナリ
武蔵国ノ武蔵野ノ如キ今顕
注ニ稲因ノ旁称ニモ因幡山ニ

平城帝孫阿保親王子母伊登内
親王桓武帝女也
在原姓之代實録云天長二年親王上
表於是詔賜在原姓
定家卿云天福本勘物云元慶六年
正月任中納言寛平五年薨云云
文徳の御時に事にあたりて津乃
国にこもりに在原の 古今離下
源氏須磨の巻にも書まかり 中略抄

アルヨシ也然ヲ美濃国ニモ
イナハ山アルユヘニ能因歌枕ニハ
美濃国ニ居セラレタルト行平
美濃ヘトラレタル国史ニ見エス
因幡国トスヘシ治定スヘシ
稲羽山因幡国法美郡ノ
ワタリニ国之府アリテソコニ見ル山
ヲサスニヤ 但方ニ四ノ白ニツクキン
粋ニ云ヘルカ続日本後紀美
濃国厚見郡伊奈波神アリ
常ニ云リとても是より思ひ不被の関
いなくのみちハ見えていつれや
後撰集第六 傷心女子いつさる
ところへまかりてよミ侍りける
因幡の国へまかりける人に
むすめの
京の

之將学院 兵人学授 元慶五年中
納言行平卿廢職勧学院之例所
建立也云々 本朝文粋五ニ見京ニ
在作宅一區 將安学院 乃
しつめ則立高五常爲在納言建
立奨学院狀あり 略之 古今真名
序云 軽情如在納言 云云
たちわかれいなはの山の峯におふる松としきかは今帰りこん
古今離別 題しらす 在原
の因幡山 因幡国 稲葉山 美濃国 也
説也 因幡守なりける へ下りける

あのもる
万葉集巻三門部王…
内…
ういりこむ
拾遺集 わすれなよおなしなかれの…
…こゝろ…
今のかゝり…
朗詠集 いにしへのちのやるに
…
若かいにしへ…
いまもなきさん
拾芥集…いてのもちから
任はてゝこそとも…のありかに
上人よりとてなし

紀貫之…任はてゝ旅人へのほ
ることをいひて…に帰人はいてゝ
つはもとめいへ…定家卿納言
延長二年正月四位周防守とて
土佐のこんこんをいひて帰こんの寺
…拾遺待人…やつてのゝ
こんしの…かくなりゆ人を…
しく…の…学雖別
きていふことを一笑にもる松…
すそやより任国に…て都に
…くなる…よをぬ

たるをめてたきことといへるなりさる事注疏
旧師説に是は承平受領して国情
より上洛の時よめる歌なり凡受領
は一任四ヶ年にて国守かはり
侍る事也其国のおさなりとする人を
一国の人と国守の如く思ひて立て
又国の…くおさむる人は民国中
の…おもひて…いとおしむ
敬す 鄭侯撓不当謝令推不去
…事晋書鄭侯傳に…
今承平も国民…

たまかつは陰見たる花とみまし也
さも何方御ときし早卒の忘ぬ下
小枝をく此頃はんやことうして
此頃ぬ下事ありて江代は交濃の
猶又葉山ぬしくさのみ倒惣所り

業平ノ行平同母弟ト云ハ
誤也別腹也三代実録ニ
業平者故四品阿保親王
娶桓武天皇女伊登内親王
生業平ト云々 伊勢物語ニ
ひとつ子にさへありければいとかなしうし給ひけり
ナリ仲平行平等ハ雖
トモコソアラメ
伊豆内親王ノ伊豆内親
王トアルハ誤也
三代実録巻ニ十七伊登
内親王続日本紀巻ニ十八
伊都内親王巻ニハ伊豆トモ
誤以都豆頭音相通ジ
假字又度登杜図等字モ
ツ音ニ用ヒシ例アリ登モ

在原業平朝臣 在原氏五男仍号在五中将

赤関知康存 惟清抄 序環翠軒説也

行平同母弟五男也天長二年ニ
生ニ定家ハ伊勢物語勘物ニ
元慶元年正月十五日従四位上兼美乃守右近権
中将同四年五月廿八日卒 五十六ニ
無明抄ニ業平中将乃家ハ三条
坊門よりは西高倉面ニ近くかに侍
りけるを かくなりたる乃石家の社といひて
侍るとかく流なるを近ごろ迄は有りし文和品
出原寺ニ業平の菩提処ありて

ツノ假字ニ用ユヘシ
略無才学ニ云 略無才学
ト云語ナシ恐クハ略有才学
トアリシヲ誤ナルヘシ
三代実録巻二十二貞観
十四年十二月九日乙酉従四位
上行右近衛中将兼阿波
守源朝臣融卒者左
大臣贈正一位常朝臣之
子也融ハ美姿質能奉
止外良雄峻内性實先来
紉諳於百氏 四略

像をしことにはかりて三代実録云
業平体貌閑麗放縦不拘略無
才学善作和哥云 古今序云在
原の業平はそのこゝろあまりてことは
たらすしほめる花の色なくして
にほひのこれるかことし 伊勢
物語奥書云 或人云在原中将自記
云々

ちはやふる神代もきかすたつた川からくれなゐに水くゝるとは

ちはやふるハいちはやきの上略
いハ發語ニテ心ハきモノ云 ちハ發豆
志反 緋ト云 音也 古事記

古今秋下二条の后の東宮のみや
すところと申ける時御屏風に立田

伊登志別王トアルヲ日本紀
ニ膽武別王トあり ちはやきは
疾劒ノ意云深氏ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
ニ同文利反備也
[illegible]
[illegible]
韓呉ト藍ト云延喜式縫
殿式ニ韓紅中紅浅紅
[illegible]
纈纈ユフハメ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
日本紀ニ厳[illegible]

河にもみちなかれたるかたをかけりけるを
[illegible]素性法師
[illegible]流れて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]神[illegible]
[illegible]
定家卿説也立田川ハ大和[illegible]
紅葉の名所[illegible]唐紅とハ色[illegible]
[illegible]
立田河[illegible]

日本紀ニハ天地ニ喜悦之由ニ
神ハ善神モ賞罸アラタニ
二ルニてセハいちはやふるとせしき
ヲ上古ヨリ聖ちはやふる神トアヘリ
神中ノ文字昔ハ濁リテ云ヘル
説ニ古事記乃万葉ニ千早文字
ヲ云又万葉ニ千剣破トモ
千盤破ナリテ云ヘル文濁
ル證也 又日本紀ニ残賊強
暴横悪之神ト書テアリテ
フルヒアシキカミトヨメル也 悪
神ノ心ハあらしき一ヘンニ付テ
イヘリ 只神ノミニテヨムニ日本紀
古事記ヲ見ニちはやふる
人トモよめり 先達ちはやふる
神トいひて神トつゞけ
ハミチハヤトいふハ強テイフ也
古哥ニちはやふるいはひ
ちはやぶる宇治ノはしもり
ヲハ又ちはやぶる人トモヨメリ
サンゴ一書ニ人モヨメリ

いふことてんやうたもまたハ神代より
奇妙のことわりをあらはしかくのごとく
乃ことふかきことわりを文のことやすきに
ろひあそべハ何家継ニ秋乃事
神えにしけりもはあはれハ
しるむかしにハ水のいろもかハらて
やまとの昔の神代にもなかりけれハ
此歌ハ業平乃哥ハ大
かゝる情のふかきことハあらず
中にもこの哥の心をあらはさんとは
大切なるよしの哥にハ定家卿の

妙ナル人ハおとこも ヨメルコトキハ
釈セサルコトヲ得シ又或書ニ人
宇治氏ちはやふる宇治トモ
ツヽケタリ是又神トツヽケテヨメハ
釈セスハアルヘカラス
歌古今集ニ 神代ニハ
ありもやしけんさくらばな
けふのかざしにをれるためしハ
しもなし

山荘乃文を見ニ詠歌大概の秀
歌の中にも入られてさる歌なり
渉物ニ伊勢物語ハ昔男
みこたち乃逍遥しけるところに
ゆきて龍田河のほとりにてよみ
給ひし哥也 業平朝臣ハ伊勢物語ハ
あるなり
古今和歌詞ニ 寛平の
安歌事に在原友于朝臣
時在上西門の河も深かりけれハ
春くれたるのち来るかくれハ此国
しまりなる友于ハ業平乃息也

業平逝去乃後佰丈乃うちに我
かきて給へらむ事ども今もちはやふる
みよし瀧河内乃紅葉
神代もきかぬ思ひをもこれ詠
定家

御説神代よりこのかた 申かはらぬ物事乃ためしとて龍田川
水乃紅纐纈をしたるはいかにと申侍せし

国立公文書館
National Archives of Japan